

平成31年 3月
警 察 庁

防犯ボランティア団体の活動状況等について

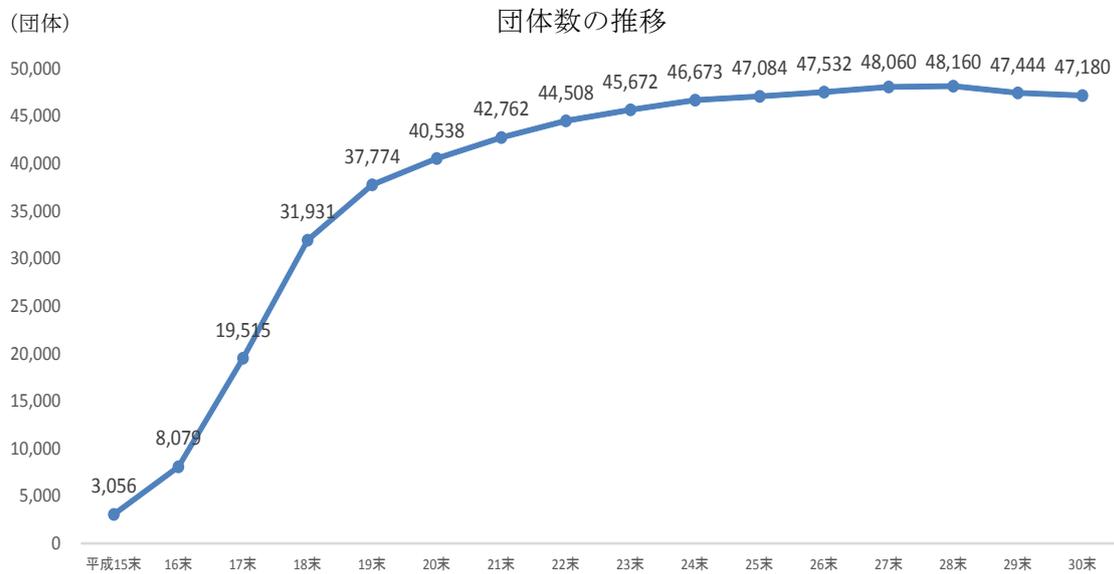
平成30年末現在における防犯ボランティア団体の活動状況等について、都道府県警察を通じて調査したところ、その結果は次のとおりでした。

1 防犯ボランティア団体の状況

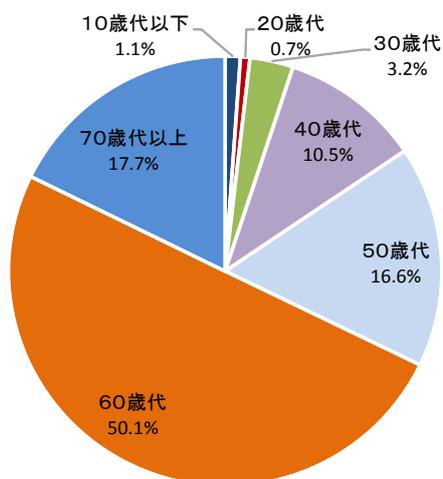
	平成30年末	平成29年末	増減数	増減率(%)
団体数(団体)	47,180	47,444	▲264	▲0.6
構成員数(人)	2,588,549	2,626,016	▲37,467	▲1.4

注) 平均月1回以上の活動実績(単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。)があり、かつ、構成員が5人以上の団体を対象とした。

※ 都道府県別の数については別添参照

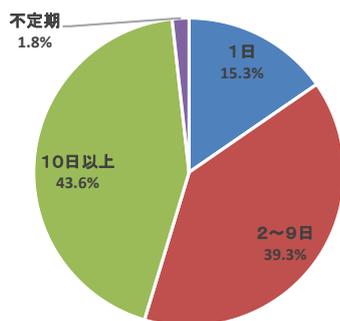


○ 構成員の平均年代別団体数

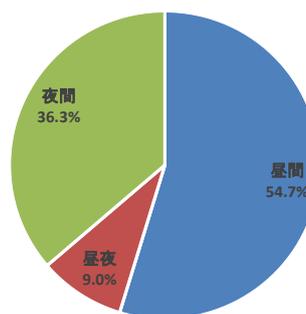


※職域・事業者団体を除く。
構成比は小数点以下2桁目を四捨五入した。

○ 活動日数

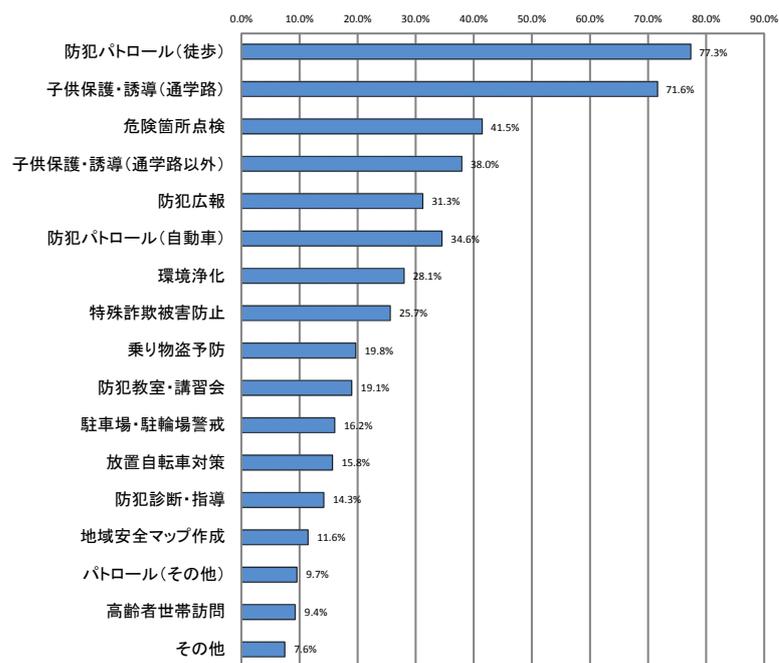


○ 活動時間帯



※構成比は小数点以下2桁目を四捨五入した

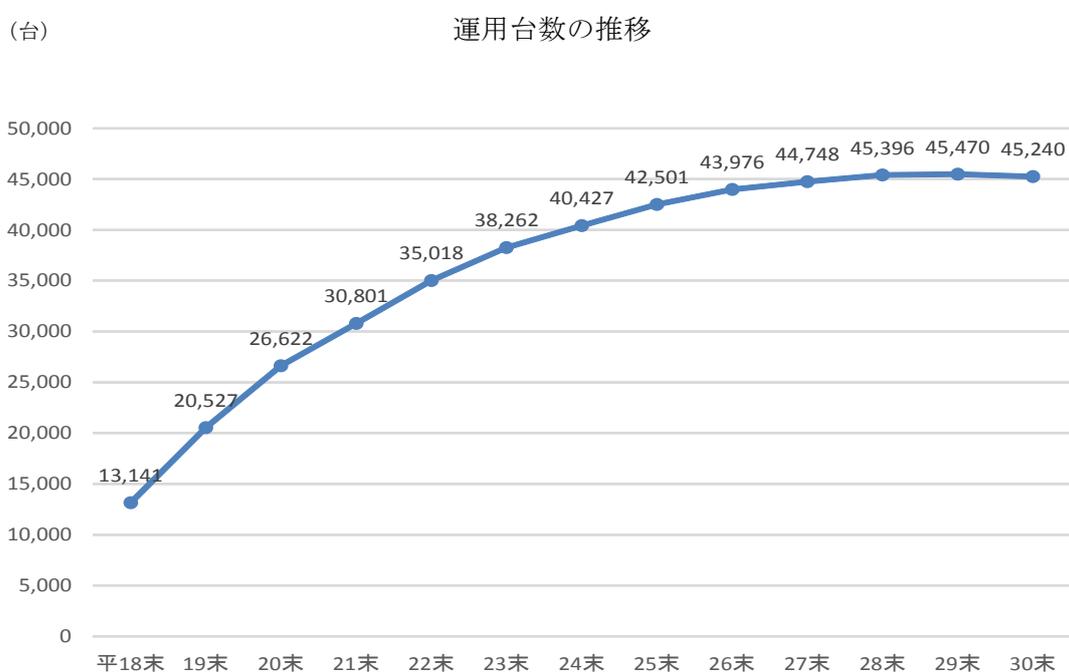
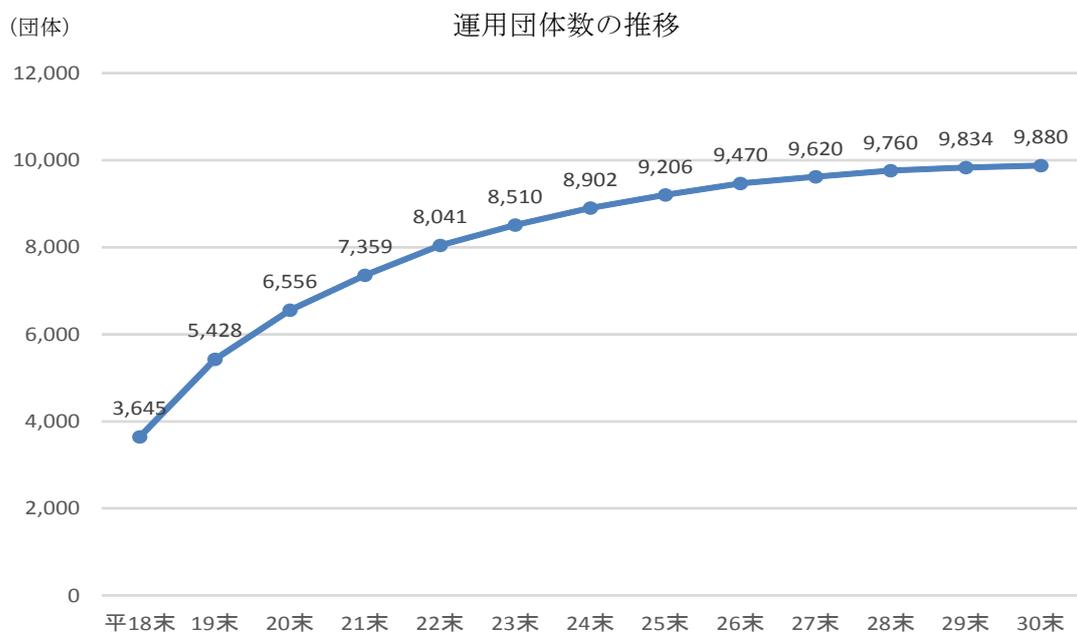
○ 活動内容



2 青色回転灯装備車の状況

	平成30年末	平成29年末	増減数	増減率(%)
運用団体数(団体)	9,880	9,834	46	0.5
運用車両台数(台)	45,240	45,470	▲230	▲0.5

※ 都道府県別の数については別添参照



防犯ボランティア団体・青色回転灯を装備した自動車の状況

(平成30年12月31日現在)

	防犯ボランティア団体		青色回転灯を装備した自動車	
	団体数(団体)	構成員数(人)	団体数(団体)	自動車台数(台)
北海道	1,398	41,809	708	3,362
青森県	361	10,755	123	298
岩手県	354	17,160	177	550
宮城県	387	17,499	178	544
秋田県	226	10,374	83	258
山形県	433	23,783	168	2,220
福島県	347	20,864	136	641
東京都	3,710	128,763	303	798
茨城県	1,031	63,534	217	1,111
栃木県	1,084	57,997	113	524
群馬県	819	71,981	180	1,063
埼玉県	6,010	283,953	259	665
千葉県	2,743	150,962	378	1,272
神奈川県	3,581	184,581	468	1,623
新潟県	899	39,139	77	516
山梨県	312	20,405	54	326
長野県	571	45,551	112	510
静岡県	907	54,238	189	3,241
富山県	591	38,808	147	572
石川県	443	29,490	143	468
福井県	379	24,437	136	543
岐阜県	1,288	73,130	109	214
愛知県	2,618	135,778	673	2,378
三重県	671	36,095	135	303
滋賀県	254	19,085	146	538
京都府	888	75,520	208	967
大阪府	1,791	177,973	516	1,209
兵庫県	2,007	71,293	277	1,259
奈良県	842	40,747	219	1,087
和歌山県	223	14,726	64	274
鳥取県	187	12,406	43	98
島根県	327	16,063	159	2,453
岡山県	1,344	73,873	224	1,748
広島県	749	41,221	166	1,041
山口県	431	27,285	129	348
徳島県	378	9,996	95	498
香川県	261	21,208	114	667
愛媛県	390	32,497	164	1,547
高知県	176	11,135	76	320
福岡県	2,278	183,799	625	1,882
佐賀県	232	22,427	60	220
長崎県	433	18,177	133	615
熊本県	605	38,719	222	835
大分県	409	25,280	96	314
宮崎県	324	23,666	124	653
鹿児島県	788	26,805	327	1,815
沖縄県	700	23,562	427	852
合計	47,180	2,588,549	9,880	45,240

防犯ボランティアの活動支援

防犯ボランティアのつどい

日頃、都内各地で活動している防犯ボランティア団体が直接情報交換・意見交換等を行い、各団体の活動の活性化を図ることを目的に、ワークショップ形式で開催。

- 開催日・場所
令和元年11月9日（土）なかのZERO 学習室1
- 応募人員（募集 10月上旬）
約 50名
- 内容
 - ・ GISを活用した防犯ポータルサイトの活用事例講習会（PC 使用）
 - ・ 安全安心ワークショップ（外部講師招聘）



都民安全推進本部長賞

防犯ボランティアを活性化するために、長年防犯活動を継続的に実施している者や、地域の安全安心に関して模範となる先駆的な防犯活動を実施している者等に本部長賞を贈呈する。

- 表彰式（日時・場所）
令和元年10月29日（火）15時30分から
東京都議会議事堂一階 都民ホール
- 受賞者
表彰状 53名・団体
感謝状 26団体



ながら見守り連携事業

地域における防犯活動を補完・強化し、見守りの目を増やすため、地域に密着した事業者と協定を締結し、事業者が日常業務をしながら子供や高齢者等の弱者を見守る取組を推進。

- 事業者の主な取組内容
 - ・ 見守り要望箇所の走行（四半期ごとに提供）
 - ・ 異常を認知した場合の110番通報等
 - ・ 特殊詐欺等のチラシの配布、注意喚起等
- 協力事業者（26事業者と連携済）
東京都信用金庫協会、日本郵便(株)東京支社、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ポプラ、グローサーズチェーン、スリーエフ、イトーヨーカ堂、東京都牛乳商業組合、東京都新聞販売同業組合、多摩新聞販売同業組合、東京ヤクルト販売、ヤマトホールディングス、佐川急便、東京電力ホールディングス、三井住友海上、東京海上日動、損保ジャパン日本興亜、住友生命、東京都LPガス協会、あいおいニッセイ同和損保、日本通運（株）首都圏支店、（株）カクヤス



車両用

（見る角度で絵柄が変わる）



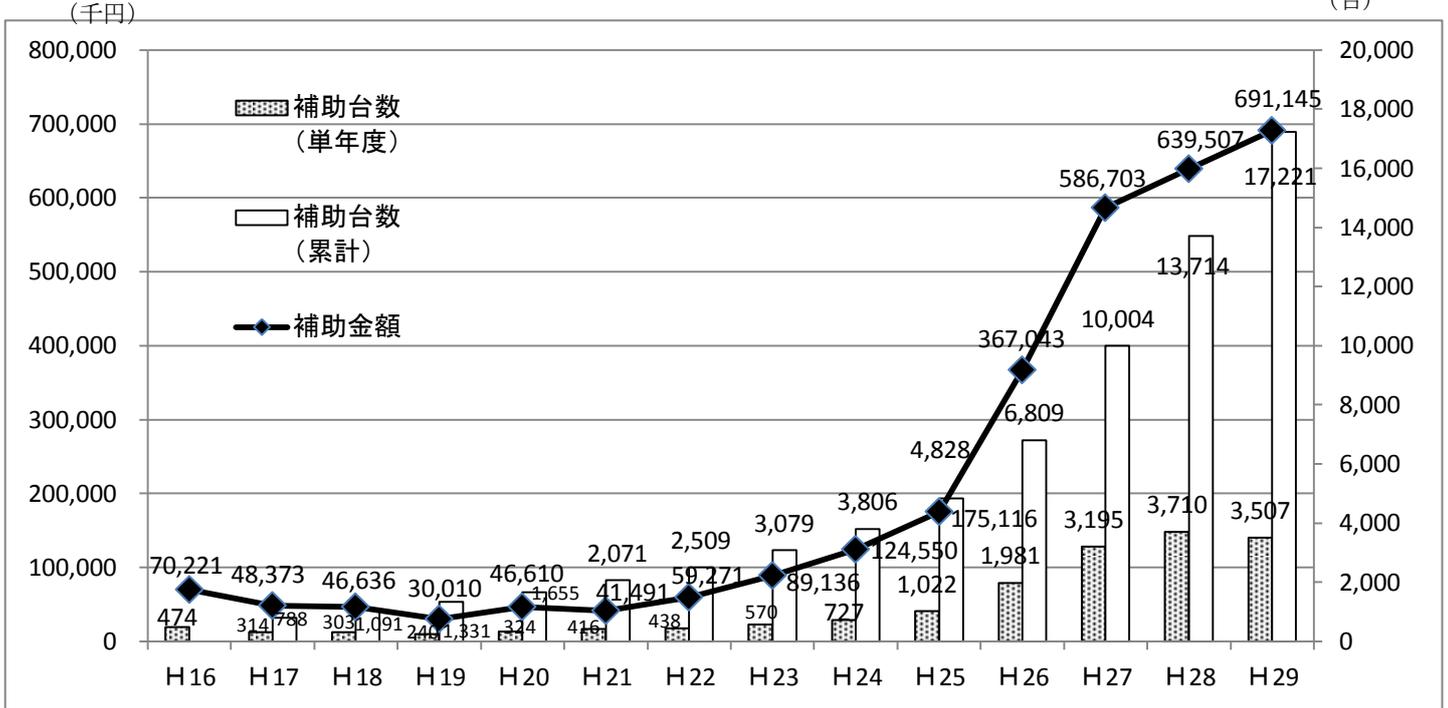
店舗用



名札貼付用

防犯環境の整備に対する補助実績の推移

1 各事業の合計補助台数・補助額の推移



2 事業別補助実績 (設置台数) の推移

年度	防犯設備※	地域見守り	通学路	公園	単年度	累計
H16	474	0	0	0	474	474
H17	314	0	0	0	314	788
H18	303	0	0	0	303	1,091
H19	240	0	0	0	240	1,331
H20	324	0	0	0	324	1,655
H21	416	0	0	0	416	2,071
H22	165	273	0	0	438	2,509
H23	178	392	0	0	570	3,079
H24	160	567	0	0	727	3,806
H25	132	890	0	0	1,022	4,828
H26	155	1,279	547	0	1,981	6,809
H27	233	1,364	1,598	0	3,195	10,004
H28	281	1,408	2,021	0	3,710	13,714
H29	353	1,728	1,164	262	3,507	17,221
合計	3,728	7,901	5,330	262	17,221	—

※ 平成16年度から平成21年度までは商店街、町会・自治会を補助対象としていたが、平成22年度以降は、「地域見守り」において町会・自治会を補助対象とし、「防犯設備」においては商店街のみを補助対象としている。

令和元年度 防犯設備整備等区市町村補助金関係事業

	地域における見守り活動支援事業			防犯設備の整備に対する 区市町村補助事業	登下校区域防犯設備 整備補助事業	区市町村立公園防犯設備 整備補助事業	防犯設備維持管理 経費補助事業	
	防犯設備補助事業	地域防犯環境改善 補助事業	区市町村青色防犯 パトロール支援事業					
事業開始年度	平成22年度			平成16年度	令和元年度 (令和3年度終了)	平成29年度 (今年度終了)	令和元年度	
事業概要	地域が行う見守り活動に必要な費用のうち、防犯設備の整備や資器材等に係る経費の一部を補助			商店街等における防犯設備の整備に係る経費の一部を補助	登下校において安全確保が必要と区市町村が認める箇所への防犯カメラ設置に係る経費の一部を補助	区市町村立公園への防犯カメラ設置に係る経費の一部を補助	地域団体が設置・管理する防犯カメラの保守点検及び修繕に係る経費の一部を補助	
実施主体	町会・自治会単独、又は町会・自治会が他の地域団体と連携した複数の地域		区市町村	商店街及び商店街の連合会	区市町村	区市町村	町会・自治会等、商店街等	
補助	対象	防犯カメラ、防犯灯等の防犯設備	ベスト・腕章等装備品、防犯環境改善に必要な資器材等	青色回転灯等	防犯カメラ、防犯灯等の防犯設備	防犯カメラ	防犯カメラ	防犯カメラの保守点検費及び修繕費 ※「地域見守り」又は「防犯設備」の補助金で設置したカメラの経費に限る。
	補助率 (負担率)	都 7/12 (1/2) 補助 区市町村 1/3 (1/3) 補助 地域団体 1/12 (1/6) 負担 ※カッコ内は更新の補助率	都 1/2 補助 区市町村 1/3 補助 地域団体 1/6 負担	都 1/2 補助 区市町村 1/2 負担	都 1/2 (1/3) 補助 区市町村 1/3 (1/3) 補助 商店街等 1/6 (1/3) 負担 ※カッコ内は更新の補助率	都 1/2 補助 区市町村 1/2 負担	都 1/3 補助 区市町村 2/3 負担	町会・商店街 都 7/12・1/2 補助 区市町村 1/3・1/3 補助 地域団体 1/12・1/6 負担
	補助限度額	単独で行う場合 300万円 連携で行う場合 450万円 (防犯カメラ1台あたり整備費用60万円)	20万円	5万円	300万円 (防犯カメラ1台あたり60万円)	19万円/台	1台 20万円/公園 2台以上 40万円/公園	保守点検 1万円/台 修繕 20万円/台 (補助対象経費について)
要件	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な見守り活動が実施されていること 地域住民の合意形成がなされていること 防犯カメラ運用基準の設定 など 			—	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の合意形成がなされていること 防犯カメラ運用基準の設定 など 	<ul style="list-style-type: none"> 地域等による見守り体制があること 地域住民の合意形成がなされていること 防犯カメラ運用基準の設定 など 	<ul style="list-style-type: none"> 地域等による見守り体制があること 地域住民の合意形成がなされていること 防犯カメラ運用基準の設定 など 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域見守り」又は「防犯設備」で補助金を受けて設置したカメラに関する事業であること 設置の際の条件であった見守り活動を引き続き行っていること など

子供の安全対策

子供見守り活動事例集の配布（23年度から実施）

子供見守り活動の具体的な取組を紹介することで、地域団体や防犯ボランティア団体等の活動を活性化し、担い手の拡大を促す。

対象 町会・自治会、PTA、防犯ボランティア団体、民間事業者、学生等

内容 特色ある活動を行っている団体の日頃の取組等を紹介



(参考)平成30年度
子供見守り活動事例集

親子で地域の安全点検事業（29年度から実施）

未就学段階の子供に危険予測・回避能力を身に付けさせるとともに、保護者に、地域の危険箇所を認識していただくなど、子供の安全対策への意識を高めることにより、子供の安全対策の強化を図る。

対象 小学校就学前児童（幼稚園児・保育園児）とその保護者

内容 防犯講座と地域の安全点検（フィールドワーク）

○防犯講座

自分を守るために大切なこと、

防犯体験（防犯ブザーを鳴らす、ノーランドセル等）

○安全点検

会場から自宅まで親子で歩きながら安全点検

（危険な場所や子供110番の家等を確認しながら帰る）

方法 3カ年で都内9自治体でモデル事業を実施

（1年あたり3自治体で実施）



家庭での子供の安全啓発事業（30年度から実施）

未就学児や小学校低学年の児童及びその保護者を対象とした、子供の安全啓発動画を周知するリーフレットを作成し、家庭における防犯教育の普及・啓発を図る。

動画内容

『おしえて、みまもりいぬ！～あんぜんのために きをつけること～』

子供が危険に遭遇しないように、「どんなことに気をつけるか」や危険に遭遇した時「どうやったら自分を守れるか」をストーリーとクイズで楽しみながら学べるもの。

活用方法

・動画のDVDは区市町村の安全安心まちづくり担当課・教育委員会指導事務担当課・福祉担当課、各警察署生活安全課に配布。

東京動画、本部HPにも掲載。様々な機会でご紹介していく。

・動画の広報リーフレットを作成し、小学校の次年度新一年生の保護者に配布する。



家庭での子供の安全啓発動画
リーフレット

子供防犯教育人材育成事業（30年度から実施）

子供を狙った犯罪は人の目が無くなる隙間について発生することがあり、大人による見守り活動に加え、子供自身に危険を予測し、回避する能力を身につけさせることが必要であることから、子供に対し防犯教育を行うことができる人材を育成する。

内容

- ・小学校のセーフティ教室等で子供に防犯教育の指導ができる人材を育成
- ・修了生の情報は区市町村安全・安心まちづくり主管課及び区市町村教育委員会へ提供

実施概要

対象	防犯ボランティア、教員、スクールサポーター、行政職員等
実施規模	50人×4回
実施場所	都内小学校等
実施期間	3か年モデル事業（平成30～32年度）

防犯人材ソフトパワーの発掘事業（市民ランナー編）（30年度から実施）

ランニング活動などの日常生活の中で、防犯を意識した行動や子供の見守りを呼びかけることで、今まで関心のなかった人の中から防犯ボランティア活動を担う人材を発掘し、裾野を広げていく。

対象 都内のランニング団体、市民ランナー、大学運動部等

内容

- ・防犯啓発資材（LED付きアームバンド）及び啓発リーフレットを作成。
- ・要望のあったランニング団体や都内マラソン大会等でLED付きアームバンド、啓発リーフレットを配布することによって、見守り活動への参加を市民ランナーに働きかけ、意識啓発を図っていく。



ランナーによる見守り活動
リーフレット



LED付きアームバンド

防犯人材ソフトパワーの発掘事業（ワンワンパトロール編）（31年度新規事業）

これまで防犯活動に参加していなかった大人を子供の見守り活動に誘導し、地域における防犯活動の裾野を広げていく「防犯人材ソフトパワーの発掘事業」の一環として、愛犬の散歩をしている大人に焦点を当てて、地域の見守りの目を増やしていく。

対象 都内の犬の飼い主

内容

- ・犬の飼い主に対し、啓発リーフレットを作成し、希望者にはモニターとして防犯グッズを利用したパトロールを実施してもらう。また、モニター結果をもとに、区市町村に取組支援を働きかけていく。

「子供安全ボランティア」腕章の配付（18年度から実施）

犯罪抑止効果が高いデザインの腕章を作成し、希望する町会・自治会、PTA等の防犯ボランティアに配付、活用してもらうことで、子供見守り活動の活性化を促す。

対象 町会・自治会、PTA、防犯ボランティア団体等

配付基準 新規団体加入者や既存腕章の破損の際に配付
(町会役員交代等の場合は団体内で対応)



子供安全ボランティア 腕章



各事業の概要は当課ホームページ
「大東京防犯ネットワーク」に掲載しています。

ネット適正利用の推進

主な事業

- (1) ネット・スマホ等利用に関するルールづくり、性被害防止対策
- (2) ネット・スマホ等のトラブル相談窓口の運営
- (3) 携帯電話端末等の推奨制度

(1) ネット・スマホ等利用に関するルールづくり、性被害防止対策

◆講習会の開催

- ＜対象＞ 小・中・高校生、保護者（PTA・未就学児）、地域支援者、事業者等
- ＜概要＞ ネット利用に起因する「自撮り被害」等の性被害、ネット利用に関するルール作りなど、講演会やグループワーク等を開催
- ＜実績＞ 開始（平成18年度）から平成30年度まで
約4,400回（H30年度：約600回）
約670,000人（H30年度：約97,000人）



地域の集まり等での利用も可能！

◆広報・啓発

- ・動画コンテストの実施
- ・SNS（LINE、Twitter等）を活用した情報発信
- ・各種リーフレット等の作成、配布



LINEアカウント



(2) ネット・スマホ等のトラブル相談窓口の運営

スマートフォンなどでのインターネット利用に関するトラブルについての相談窓口

インターネット なやみゼロに

- ◆ 電話相談 0120-1-78302（受付時間：午後3時～午後9時）※日祝日を除く
- ◆ メール相談（24時間受付）
- ◆ LINE相談 通年実施 **NEW**



詳しくはHPへ！

ネット・ケータイのトラブル相談!



(3) 携帯電話端末等の推奨制度

東京都健全育成条例の改正により、インターネット利用に伴う危険から青少年を守るために
有益なスマホアプリ等を推奨する制度を創設 ⇒ 都が推奨

（令和元年5月9日プレス発表）

- ・「スマホにひそむ危険 疑似体験アプリ」（デジタルアーツ株式会社）
- ・「魂の交渉屋とボクの物語 -Soul Negotiator-」（グリー株式会社）

広 報 資 料
平成31年3月7日
警 察 庁

平成30年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について

1 サイバー攻撃の情勢等

(1) サイバー空間における探索行為等

- インターネットとの接続点に設置したセンサーにおいて検知したアクセス件数は、1日1IPアドレス当たり2,752.8件と増加傾向。
- 仮想通貨等を標的としたアクセスを、年間を通じて観測。

(2) サイバー攻撃の情勢及び取組

- 警察と先端技術を有する事業者等との情報共有の枠組みを通じて把握した標的型メール攻撃は、6,740件と増加傾向。
- 上記枠組みにおいて、集約された情報等を総合的に分析し、事業者等に対し、分析結果に基づく情報提供を実施。

2 サイバー犯罪の情勢等

(1) サイバー犯罪の検挙状況等

サイバー犯罪の検挙件数は増加傾向にあり、30年中の検挙件数は9,040件と過去最多。また、相談件数は12万6,815件。

ア 不正アクセス禁止法違反

- 検挙件数は564件と、過去5年では29年に次ぐ水準。
- 仮想通貨交換業者等への不正アクセス等による不正送信事犯は、認知件数169件、被害額約677億3,820万円相当。

イ 不正指令電磁的記録に関する罪及びコンピュータ・電磁的記録対象犯罪

検挙件数は349件。このうち、不正指令電磁的記録に関する罪の検挙件数は68件と、過去5年では29年に次ぐ水準。

ウ その他

児童買春・児童ポルノ法違反の検挙件数は2,057件と、全体を通じて最も多く、過去5年では29年に次ぐ水準。

(2) 主な取組

IDの不正取得対策として、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）等と連携した取締りとともに、IDの発行事業者等に対する申入れを実施。

3 今後の取組

「警察におけるサイバーセキュリティ戦略」に基づく各種取組の推進

- 高度な実践型演習、検定及び学校教養を連携させた人材育成の推進
- JC3等と連携した被害防止対策等の推進
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたサイバーセキュリティ対策の推進

平成30年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等

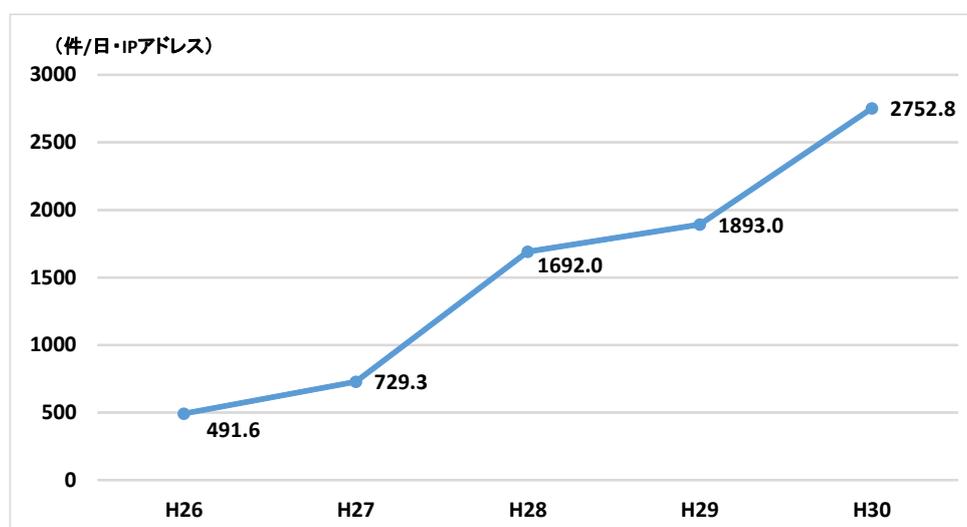
1 サイバー攻撃の情勢等

(1) サイバー空間における探索行為等

ア センサー^{*1} において検知したアクセスの概況

センサーにおいて検知したアクセス件数は、1日・1IPアドレス当たり2,752.8件と増加傾向にある。

【図表1 センサーにおいて検知したアクセス件数の推移】



イ 特徴

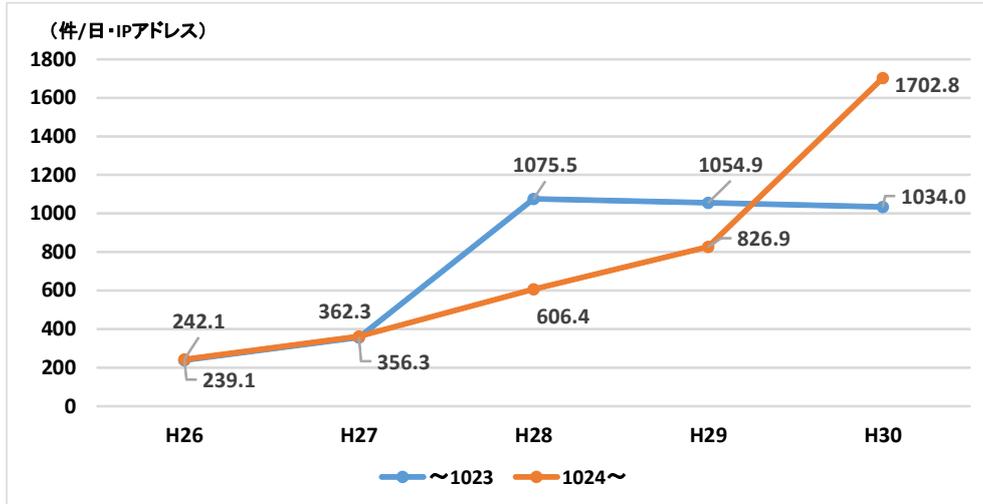
○ 宛先ポート^{*2} 1024以上に対するアクセスの増加

検知したアクセスの宛先ポートに着目すると、メールの送受信やウェブサイトの閲覧等一般に広く利用されるポート（1023以下のポート）に対するアクセスについては、平成28年から減少傾向に転じている一方、それ以外のポート（1024以上のポート）に対するアクセスは増加傾向にあり、30年においては、1日・1IPアドレス当たり1702.8件と、前年の約2倍となった。この増加の主な要因としては、特定の発信元からの広範なポートに対する探索行為が30年下半期に急増したことが挙げられる。

*1 警察庁が24時間体制で運用しているリアルタイム検知ネットワークシステムにおいて、インターネットとの接続点に設置しているセンサーのこと。本センサーでは、各種攻撃を試みるための探索行為を含む、通常のインターネット利用では想定されない接続情報等を検知し、集約・分析している。

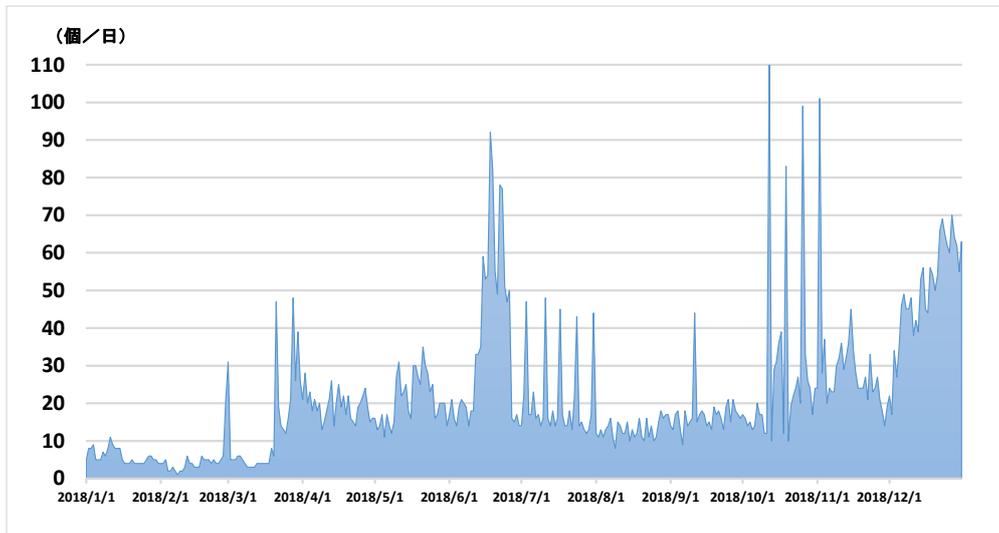
*2 ポートとは、TCP・UDP/IP通信において、通信を行うコンピュータが、利用するサービスを識別するためのインターフェースのこと。0から65535までの番号が割り当てられている。

【図表2 検知したアクセスの宛先ポートで比較した1日・1IPアドレス当たり件数の推移】



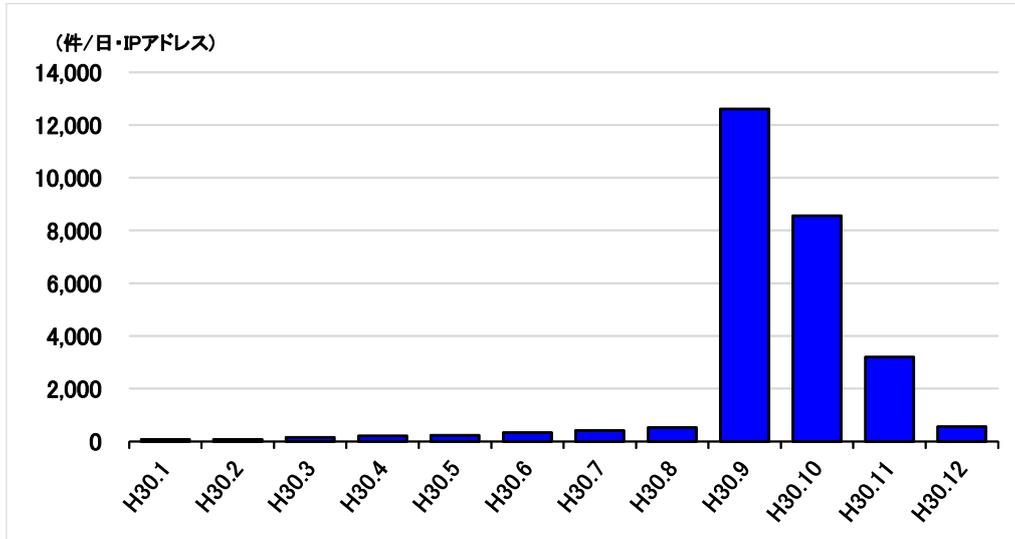
- 仮想通貨のネットワーク等を標的としたアクセスの観測
 仮想通貨「Ethereum（イーサリアム）」のネットワークを標的としてみるとみられる宛先ポート8545/TCPに対するアクセス等、仮想通貨及び仮想通貨採掘ソフトウェアを標的としたアクセスを年間を通じて観測した。

【図表3 仮想通貨「Ethereum」のネットワークを標的としているとみられる宛先ポート8545/TCPに対するアクセスの発信元IPアドレス数の推移】



- SYN/ACKリフレクター攻撃の観測
 30年9月以降、ウェブサイトの表示に用いられる宛先ポート80/TCPに対するアクセスの急増を観測した。このアクセスは、ウェブサイトの閲覧等に必要となる通信の仕組みを悪用し、攻撃対象の機器等の処理能力を超えるアクセスを集中させ、それらのサービス提供を不可能にするDoS攻撃の一種である「SYN/ACKリフレクター攻撃」を狙ったものと考えられる。

【図表4 宛先ポート80/TCPに対するアクセス件数の推移】



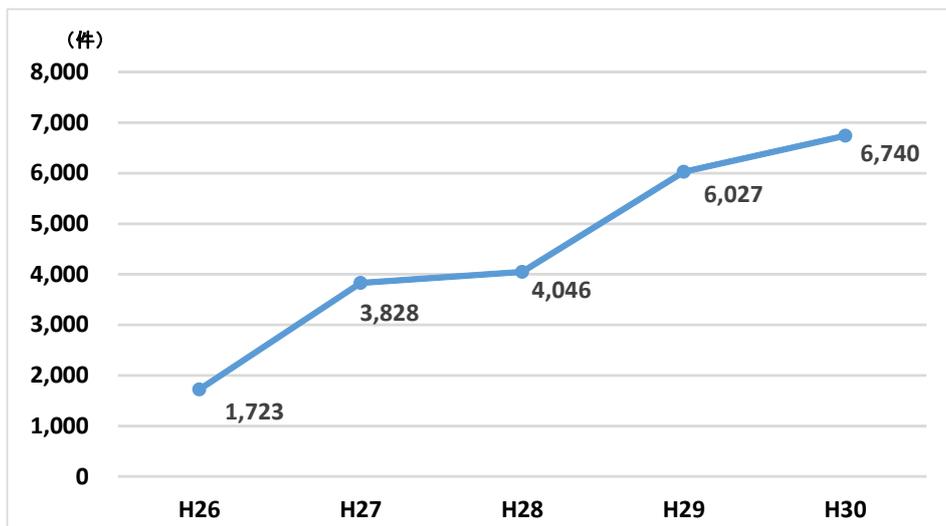
(2) サイバー攻撃の情勢及び取組

ア 情勢

(ア) 概況

警察では、情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃に関する情報を、サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク^{*3}により事業者等と共有しているところ、同ネットワークを通じて把握した標的型メール攻撃の件数は6,740件と近年増加傾向にある。

【図表5 標的型メール攻撃の件数の推移】



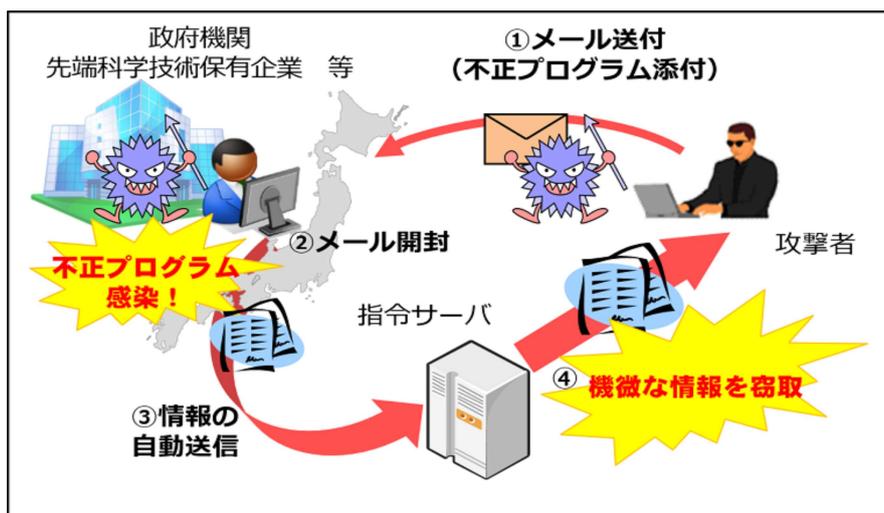
*3 警察と先端技術を有する全国7,777の事業者等（31年1月現在）との間で、情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃に関する情報共有を行う枠組み。内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）と連携し、政府機関に対する標的型メール攻撃の分析結果についても情報を共有している。

また、29年に引き続き、我が国の行政機関、公共交通機関、博物館等のウェブサイト閲覧障害が生じる事案が発生した。

警察では、国際的ハッカー集団「アノニマス」を名乗る者が、21組織に対してサイバー攻撃を実行したとする犯行声明とみられる投稿を、SNS上に掲載している状況を把握している。

(イ) 標的型メール攻撃の手口等

【図表6 標的型メール攻撃の概要】



- 「ばらまき型」攻撃^{*4}の多発傾向が継続
「ばらまき型」攻撃が多数発生し、全体の90%を占め、引き続き高い割合となった。

【図表7 ばらまき型とそれ以外の標的型メール攻撃の割合】

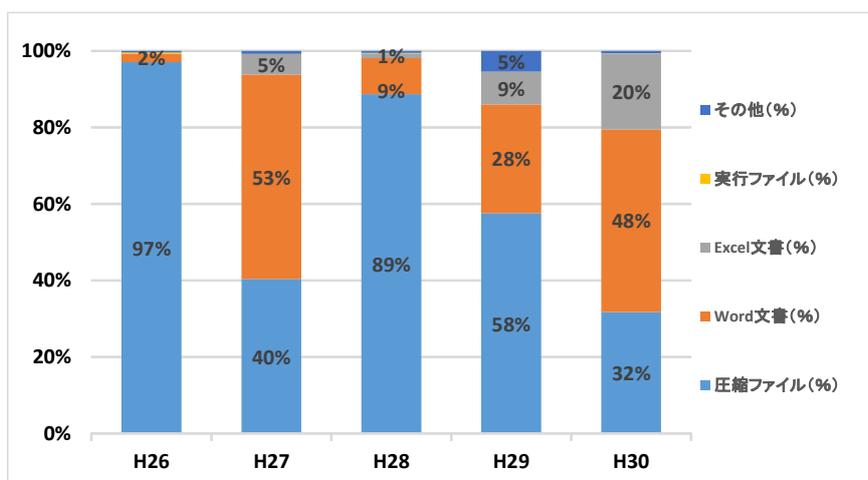
	ばらまき型	ばらまき型以外
H26	86% (1,474件)	14% (249件)
H27	92% (3,508件)	8% (320件)
H28	90% (3,641件)	10% (405件)
H29	97% (5,846件)	3% (181件)
H30	90% (6,040件)	10% (700件)

- 多数が非公開メールアドレスに対する攻撃
標的型メールの送信先メールアドレスについては、インターネット上で公開されていないものが全体の71%を占めた。

*4 警察庁では、市販のウイルス対策ソフトでは検知できない不正プログラムを添付して、業務に関連した正当なものであるかのように装った電子メールを送信し、これを受信したコンピュータを不正プログラムに感染させるなどして、情報の窃取を図るものを「標的型メール攻撃」としているところ、同じ文面や不正プログラムが10か所以上に送付されていた標的型メール攻撃を「ばらまき型」として集計している。

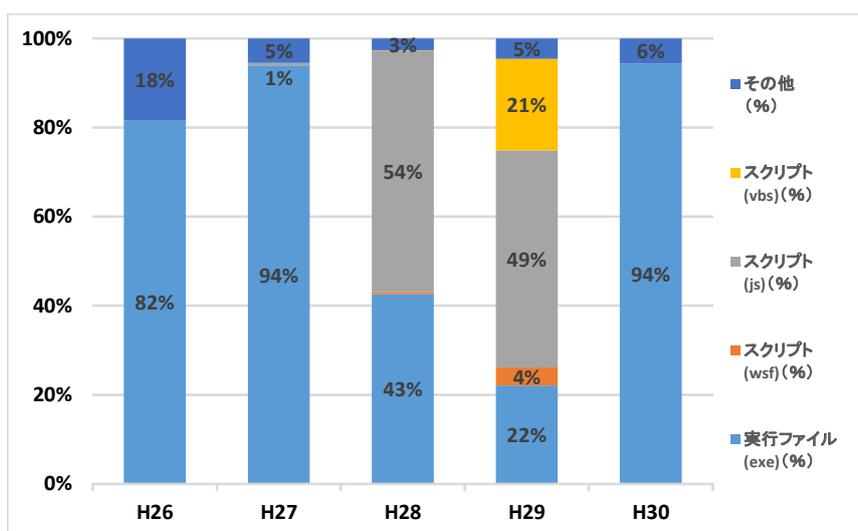
- 多くの攻撃において送信元メールアドレスを偽装
標的型メールの送信元メールアドレスについては、偽装されていると考えられるものが全体の98%を占めた。
- 標的型メールに添付されたファイルの形式の割合の変化
標的型メールに添付されたファイルの形式の割合については、引き続き、圧縮ファイル、Word文書及びExcel文書が多数を占める中、Word文書及びExcel文書の占める割合が増加した。これらの中には、マクロ機能を悪用したものや、ぜい弱性を狙ったものが確認された。

【図表8 標的型メールに添付されたファイルの形式の割合】



- 圧縮ファイルで送付されたファイルの形式の変化
圧縮ファイルで送付されたファイルの形式については、28年から高い割合を占めていたスクリプトファイル^{*5}が確認されず、実行ファイルが高い割合を占めた。

【図表9 圧縮ファイルで送付されたファイル形式の推移】



*5 簡易的なプログラミング言語（スクリプト）で記述されたファイルのこと。不正な実行ファイルをダウンロードさせるために使用される場合がある。

イ 取組

(ア) サイバー攻撃事案で使用されたC2サーバ^{*6} のテイクダウン

警察では、サイバー攻撃事案で使用された不正プログラムの解析等を通じて把握した国内のC2サーバの機能停止（テイクダウン）を、サーバを運営する事業者等に働きかけることで促進しており、30年中においては12台の機能停止が実施された。

(イ) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたサイバー攻撃対策の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）に向けたサイバー攻撃対策として、サイバー攻撃の発生を想定した関係機関等との共同対処訓練、過去の大会開催国における関係機関等との情報交換等の取組を推進した。

【参考】東京大会に向けた共同対処訓練の事例

30年10月、東京大会の開催期間中に、大会の基幹システム、大会関係施設の設備、電力や鉄道の重要インフラに係る基幹システムに対するサイバー攻撃、各事業者に対する標的型メール攻撃やWebサイトへの攻撃等が発生する事態を想定した共同対処訓練を実施した。（警察庁、警視庁、茨城県、埼玉県、千葉県及び神奈川県）

*6 Command and Control server（指令制御サーバ）の略。C&Cサーバと省略する場合もある。攻撃者の命令に基づいて動作する、不正プログラムに感染したコンピュータに指令を送り、制御の中心となるサーバのこと。

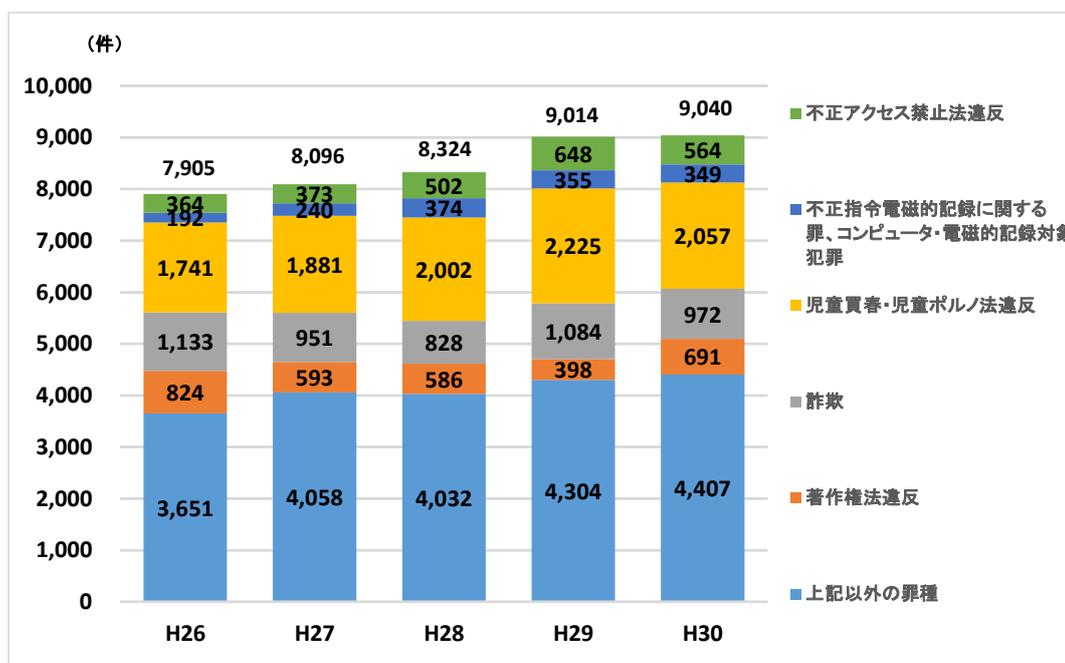
2 サイバー犯罪の情勢等

(1) サイバー犯罪の検挙状況等

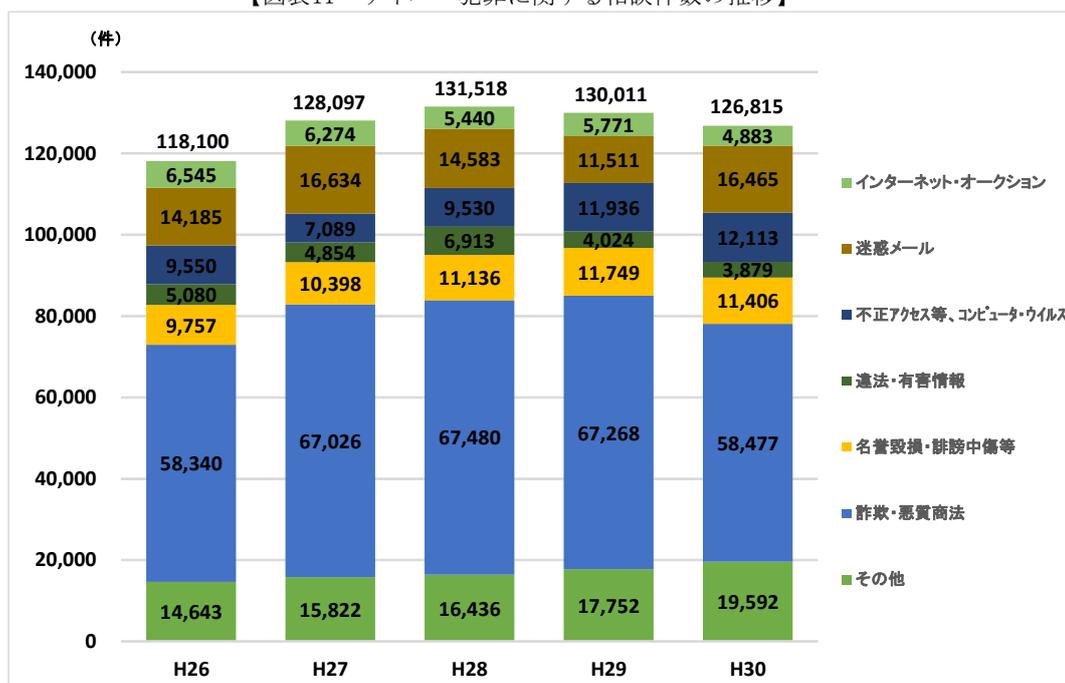
ア サイバー犯罪の検挙件数及びサイバー犯罪に関する相談件数

サイバー犯罪の検挙件数は増加傾向にあり、30年中の検挙件数は9,040件と過去最多となった。また、相談件数は12万6,815件と、過去最多を記録した28年から減少傾向にある。

【図表10 サイバー犯罪の検挙件数の推移】



【図表11 サイバー犯罪に関する相談件数の推移】

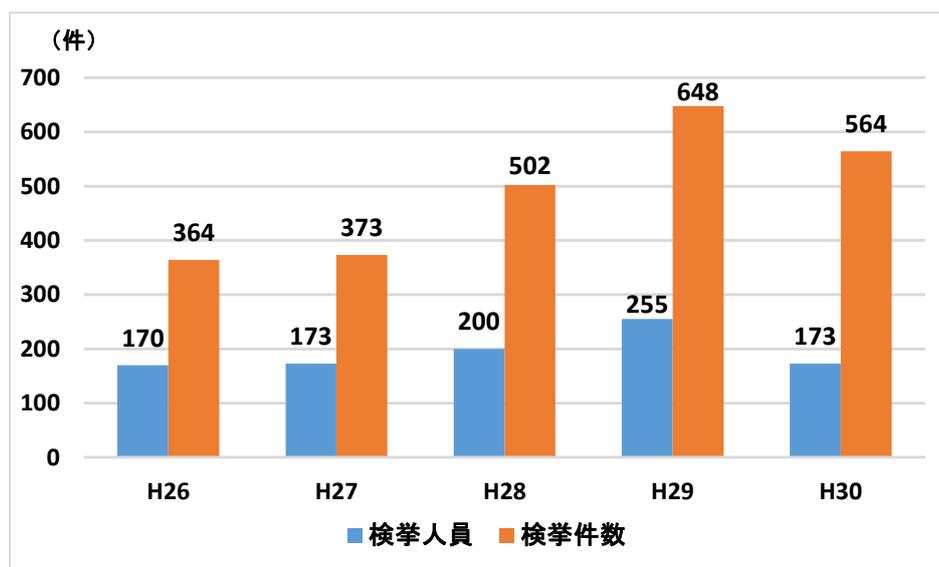


イ 不正アクセス禁止法^{*7} 違反

(ア) 検挙件数等

- 30年中の不正アクセス禁止法違反の検挙件数は564件と、29年と比べ84件減少するも、過去5年では29年に次ぐ水準となった。検挙件数のうち、502件が識別符号窃用型^{*8}で最多となっている。また、検挙人員は173人と昨年より82人減少した。

【図表12 不正アクセス禁止法違反の検挙状況の推移】



- 「パスワード設定・管理の甘さにつけ込む手口」が最多
識別符号窃用型の不正アクセス行為に係る手口では、利用権者のパスワードの設定・管理の甘さにつけ込んだものが278件と最も多く、約55%を占めている。
- 被疑者が不正に利用したサービスは「オンラインゲーム・コミュニティサイト」が最多
被疑者が不正に利用したサービスは、オンラインゲーム・コミュニティサイトが217件と最も多く、約43%を占めている。
- 幅広い年齢層の被疑者等
不正アクセス禁止法違反で補導又は検挙された者は、11歳から66歳まで幅広い年齢層にわたっている。

*7 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（「不正アクセス行為・他人の識別符号を不正に取得する行為・不正アクセス行為を助長する行為・他人の識別符号を不正に保管する行為・識別符号の入力を不正に要求する行為」の5つの違反行為が定められている。）

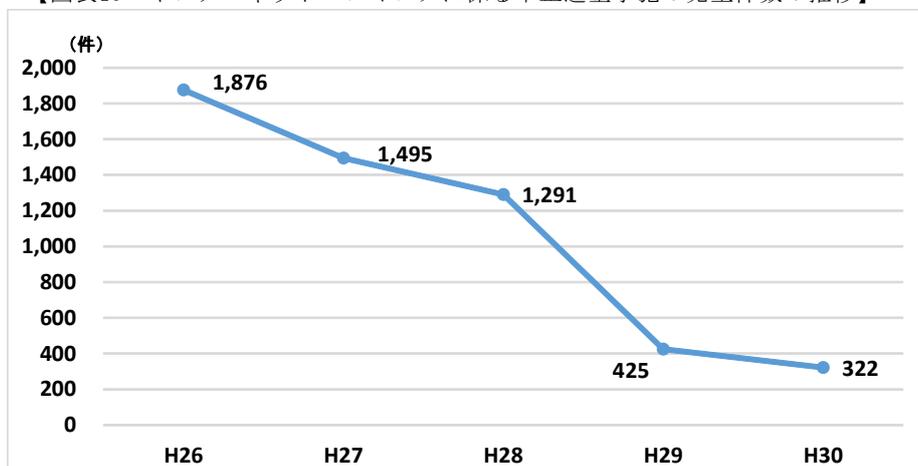
*8 アクセス制御されているサーバに、ネットワークを通じて、他人の識別符号を入力して不正に利用する行為

(イ) インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生状況等

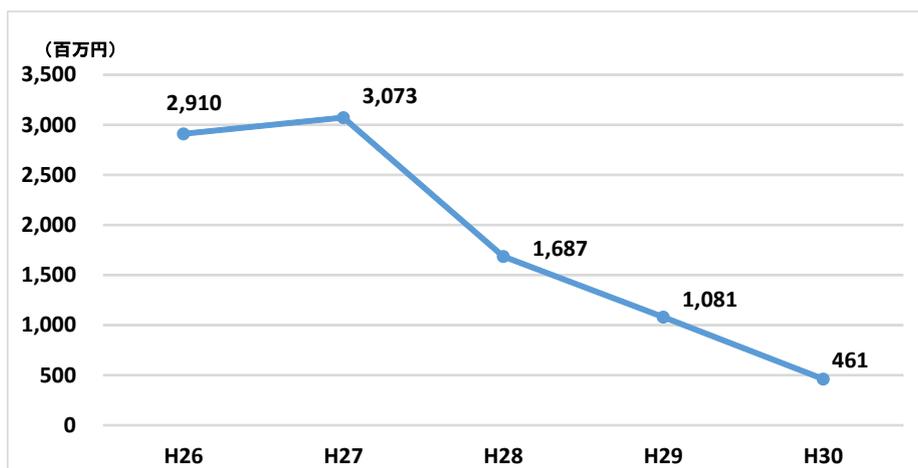
○ 概況

インターネットバンキングに係る不正送金事犯による被害は、発生件数322件、被害額約4億6,100万円で、いずれも減少傾向にある。

【図表13 インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数の推移】



【図表14 インターネットバンキングに係る不正送金事犯の被害額の推移】



○ 特徴

- ・ 法人口座の被害が大きく減少
モニタリング^{*9}の強化、ワンタイムパスワードの導入等の対策により、29年と比較して、地方銀行・信用金庫等の法人口座の被害が大きく減少した。
- ・ 不正送金先口座はベトナム人名義のものが約6割
不正送金の一次送金先として把握した562口座のうち、名義人の国籍はベトナムが約62.8%を占め、次いで日本が約14.8%、中国が約13.3%であった。

*9 不正送金に使用されたIPアドレス等に対する監視

(ウ) 仮想通貨交換業者等への不正アクセス等による不正送信事犯

○ 概況

- ・ 認知件数は169件、被害額は約677億3,820万円相当で、29年（認知件数149件、被害額6億6,240万円相当）と比較して、認知件数は20件、被害額は約670億7,580万円相当上回った。
- ・ 主な被害として、国内の仮想通貨交換業者から、昨年1月に約580億円相当、9月に約70億円相当の仮想通貨が不正に送信されたとみられる事案が発生した。

○ 特徴

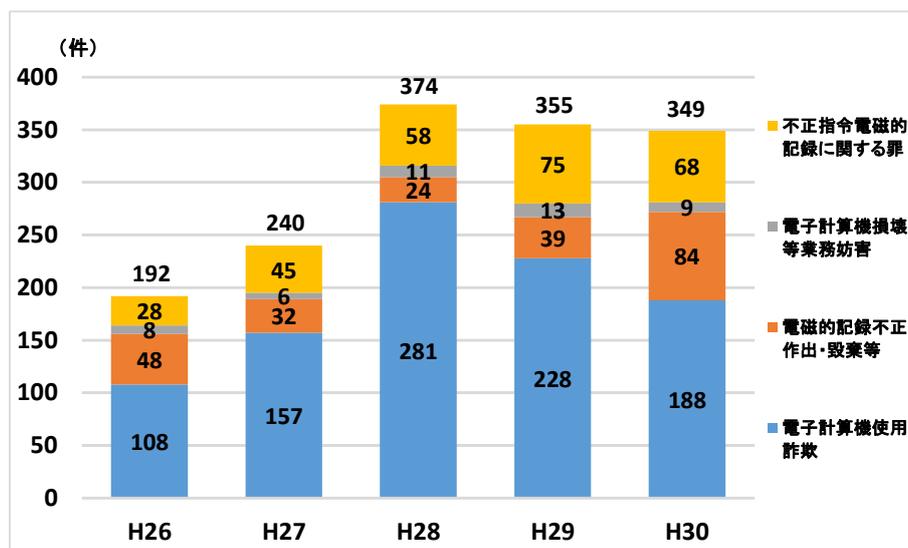
- ・ 認知した169件のうち108件（63.9%）の利用者は、ID・パスワードを他のインターネット上のサービスと同一にしていた。

ウ 不正指令電磁的記録に関する罪^{*10} 及びコンピュータ・電磁的記録対象犯罪^{*11}

○ 検挙件数

30年中の不正指令電磁的記録に関する罪及びコンピュータ・電磁的記録対象犯罪の検挙件数は349件で、過去5年でみると28年から減少傾向にある。

【図表15 不正指令電磁的記録に関する罪及びコンピュータ・電磁的記録対象犯罪の検挙件数の推移】



*10 刑法第168条の2第1項（不正指令電磁的記録作成、提供）、同法第168条の2第2項（不正指令電磁的記録供用）、同法第168条の3（不正指令電磁的記録取得、保管）

*11 刑法第161条の2第1項（私電磁的記録不正作出）、同法第161条の2第2項（公電磁的記録不正作出）、同法第163条の2第1項（支払用カード電磁的記録不正作出）、同法第234条の2（電子計算機損壊等業務妨害（電子計算機を物理的に損壊し業務を妨害した事犯を除く））、同法第246条の2（電子計算機使用詐欺）、同法第258条（公用電磁的記録毀棄）、同法第259条（私用電磁的記録毀棄）

- 不正指令電磁的記録に関する罪
 - ・ 30年中の不正指令電磁的記録に関する罪の検挙件数は68件で、29年と比べ7件減少するも、過去5年では29年に次ぐ水準となった。検挙件数のうち不正指令電磁的記録供用の検挙件数が37件と、29年と比べ13件増加した。
 - ・ 手口としては、サイトに接続したパソコンに不当な料金請求画面を繰り返し表示させる不正プログラムを使用したものがみられた。
 - ・ 不正指令電磁的記録に関する罪で補導又は検挙された者は、10歳から58歳まで幅広い年齢層にわたっている。

エ その他

- 児童買春・児童ポルノ法違反の検挙件数が2,057件と、全体を通じて最も多く、過去5年でみると29年に次ぐ水準となっている。
- 著作権法違反の検挙件数は691件と、29年と比べて大きく増加しており、過去5年でみると26年に次ぐ水準となっている。

(2) 取組

- インターネットバンキングに係る不正送金の被害防止に直結する情報の提供と被害防止対策強化の要請

金融機関等に対して、モニタリングの強化、ワンタイムパスワードの利用促進、ログイン時の二経路認証^{*12}の利用、本人確認の徹底等を働き掛けた。
- 仮想通貨不正送信事犯に係る対策

金融庁及び消費者庁と局長級の3省庁連絡会議を開催し（2月、6月、11月）、仮想通貨交換業者等に対する検査・モニタリング、無登録業者への対応、消費者への注意喚起等について、意見交換を実施した。
- J C 3等と連携したIDの不正取得対策

埼玉県警察は、J C 3等と連携の上、付与されるポイントの販売を目的としたIDの不正取得事件に対する取締りを実施するとともに、IDの発行事業者及びIDの売買に利用されたインターネットオークション運営事業者の双方に対して対策を申し入れた。

その結果、両事業者において、ID取得の厳格化やIDの出品禁止措置の対策がとられ、IDの売買が減少した。

*12 振込データ等をパソコンで作成してスマートフォンで認証を行うなど、2つの経路で取引を成立させる認証方式のこと。仮にパソコンがコンピュータウイルス等に感染して不正な振込操作をされた場合でも、別経路（スマートフォン）での認証が必要となるため、不正利用を防止できる。

○ 不正トラベル対策

J C 3からの情報を元に、埼玉県警察等が、不正に入手した他人名義のクレジットカード情報で旅行予約を行う、いわゆる不正トラベルに対する取締りを実施するとともに、旅行業関係事業者へ情報提供を行い、被害防止対策を実施した。

○ J C 3と連携したインターネットショッピングに係る詐欺サイト対策

J C 3は、愛知県警察と共同で開発したツールの活用等により詐欺サイトを発見し、当該詐欺サイトのURL情報をAPWG^{*13}等に対し提供、APWGを通じて事業者へ情報提供し、被害防止対策を実施している。

*13 Anti-Phishing Working Groupの略。フィッシングサイト対策を目的として平成15年に国際的な非営利団体として米国に設立。

【 参考 】

1 サイバー犯罪に関する相談

	H26	H27	H28	H29	H30
詐欺・悪質商法	58,340	67,026	67,480	67,268	58,477
名誉毀損・誹謗中傷等	9,757	10,398	11,136	11,749	11,406
違法・有害情報	5,080	4,854	6,913	4,024	3,879
不正アクセス等、コンピュータ・ウイルス	9,550	7,089	9,530	11,936	12,113
迷惑メール	14,185	16,634	14,583	11,511	16,465
インターネット・オークション	6,545	6,274	5,440	5,771	4,883
その他	14,643	15,822	16,436	17,752	19,592
合計	118,100	128,097	131,518	130,011	126,815

不正アクセス等、コンピュータ・ウイルスに関する相談

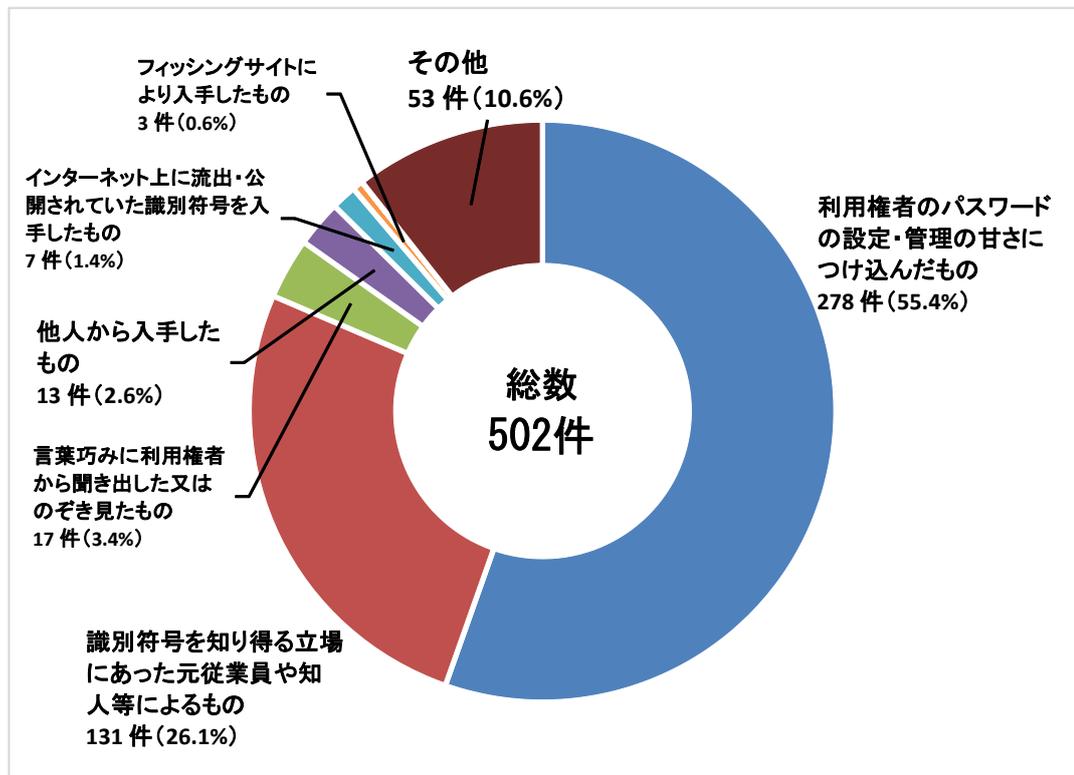
- 宅配業者を装ったショートメールに記載されていたURLに接続し、表示された画面に個人情報を入力したところ、何者かに不正に利用された。

詐欺・悪質商法に関する相談

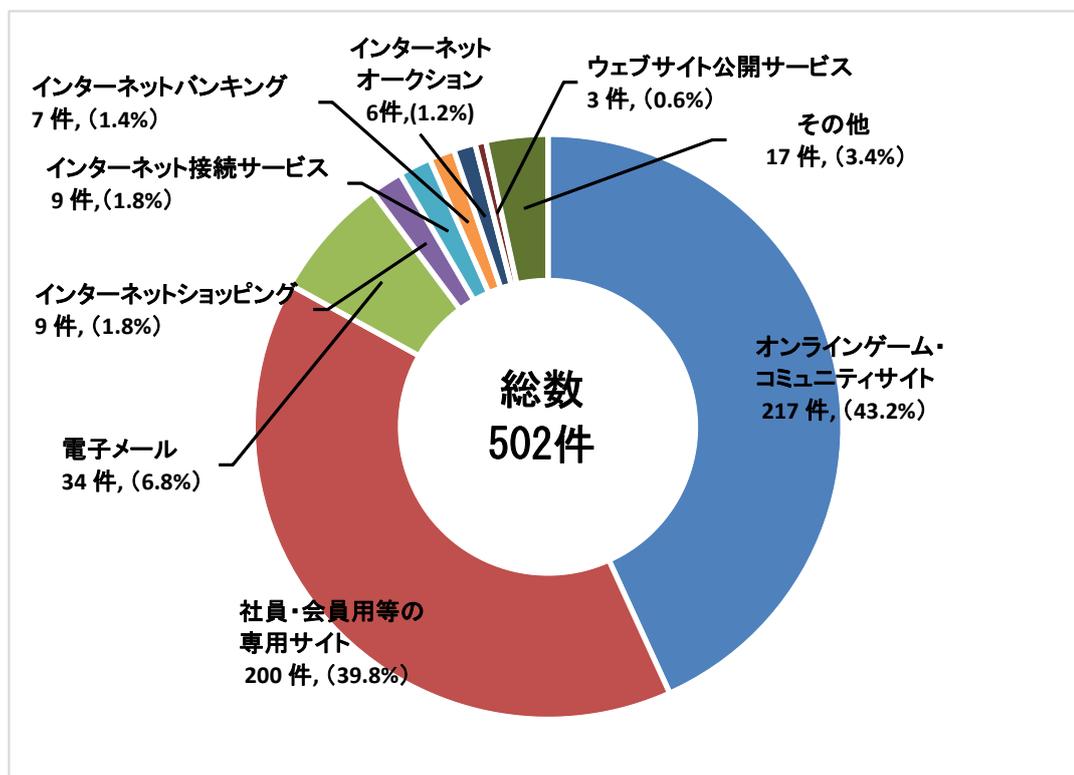
- インターネット閲覧中に、身に覚えのないアダルトサイト閲覧等料金未納の画面が表示され、料金を請求された。
- インターネットのサイトで商品を購入し、代金を振り込んだが品物が届かない。

2 不正アクセス禁止法違反の検挙状況等

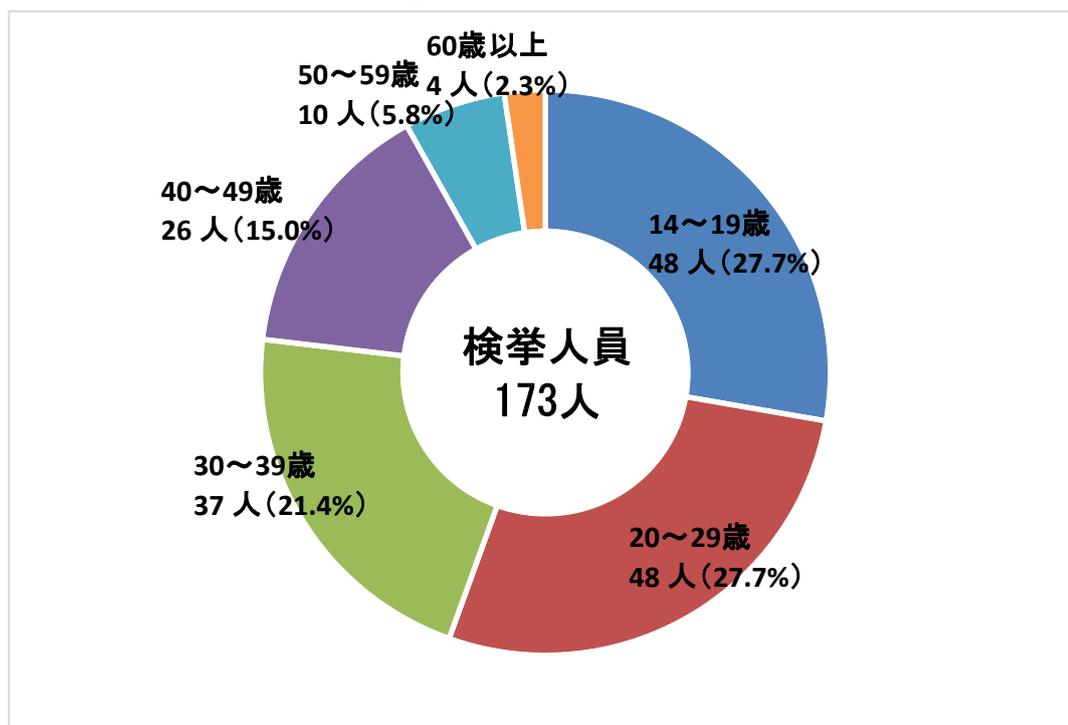
(1) 不正アクセス行為（識別符号窃用型）に係る手口別検挙件数



(2) 不正に利用されたサービス別検挙件数（識別符号窃用型）



(3) 年代別被疑者数（触法少年を除く）

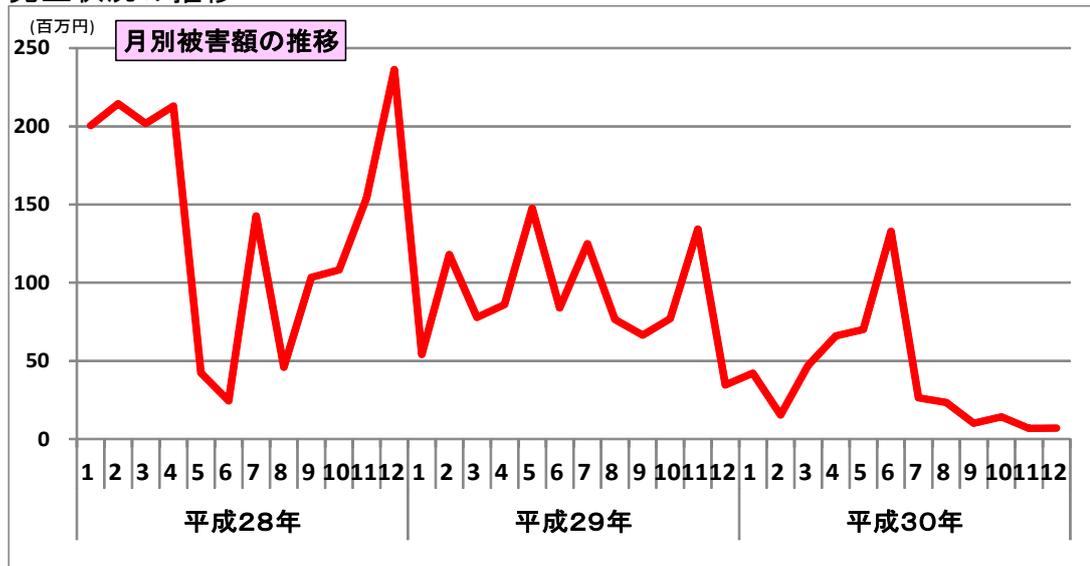


不正アクセス禁止法違反

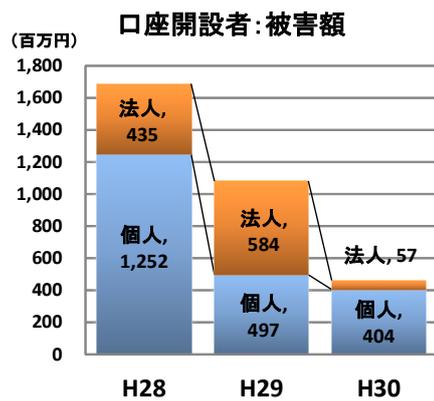
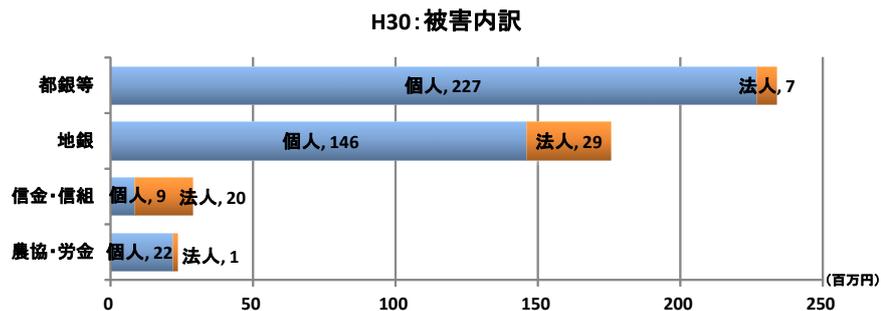
- 旅館従業員の男（32）は、30年3月、鉄道会社のウェブサイトサイトにサイト管理者のID・パスワードを使用して不正アクセスし、同サイトのデータを削除して閲覧不能にした。30年10月、男を不正アクセス禁止法違反（不正アクセス行為）及び電子計算機損壊等業務妨害で検挙した。（宮崎）
- 会社員の男（39）は、30年5月、他人のID・パスワードを使用してスマートフォン用オンラインゲームのデータ引継機能に不正アクセスし、他人のゲームデータを乗っ取った。30年11月、男を不正アクセス禁止法違反（不正アクセス行為）、私電磁的記録不正作出・同供用等で検挙した。（福島）

3 インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生状況等

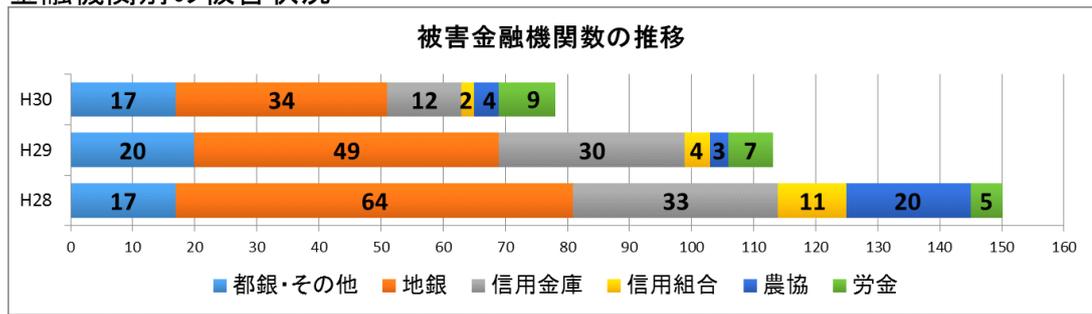
(1) 発生状況の推移



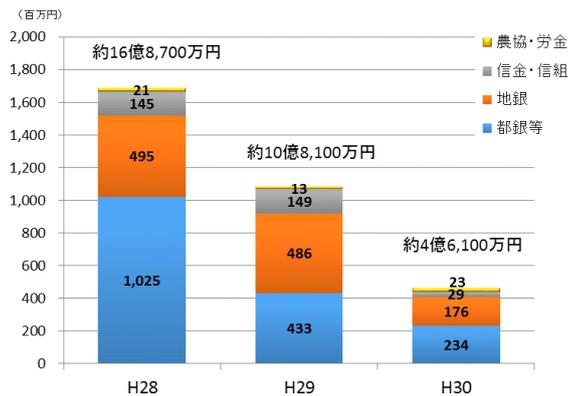
(2) 被害額内訳



(3) 金融機関別の被害状況



金融機関別の被害状況の推移



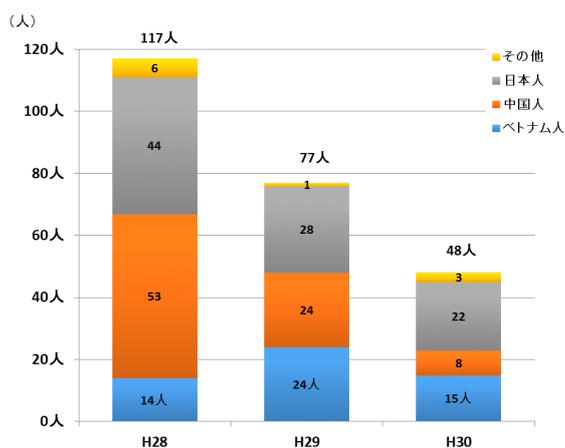
(4) 口座開設者別の被害状況

口座開設者		平成30年				
		都市銀行等	地方銀行	信金・信組	農協・労金	合計
個人	被害額	約2億2,700万円 (49.2%)	約1億4,600万円 (31.7%)	約900万円 (1.9%)	約2,200万円 (4.8%)	約4億400万円 (87.6%)
	実被害額	約2億200万円 (50.0%)	約1億3,200万円 (32.6%)	約900万円 (2.2%)	約2,100万円 (5.2%)	約3億6,400万円 (90.0%)
法人	被害額	約700万円 (1.4%)	約2,900万円 (6.4%)	約2,000万円 (4.3%)	約100万円 (0.3%)	約5,700万円 (12.4%)
	実被害額	約400万円 (0.9%)	約1,600万円 (4.0%)	約1,900万円 (4.7%)	約100万円 (0.3%)	約4,000万円 (10.0%)
合計	被害額	約2億3,400万円 (50.7%)	約1億7,600万円 (38.1%)	約2,900万円 (6.2%)	約2,300万円 (5.1%)	約4億6,100万円 (100.0%)
	実被害額	約2億600万円 (50.9%)	約1億4,800万円 (36.7%)	約2,800万円 (6.9%)	約2,200万円 (5.5%)	約4億400万円 (100.0%)

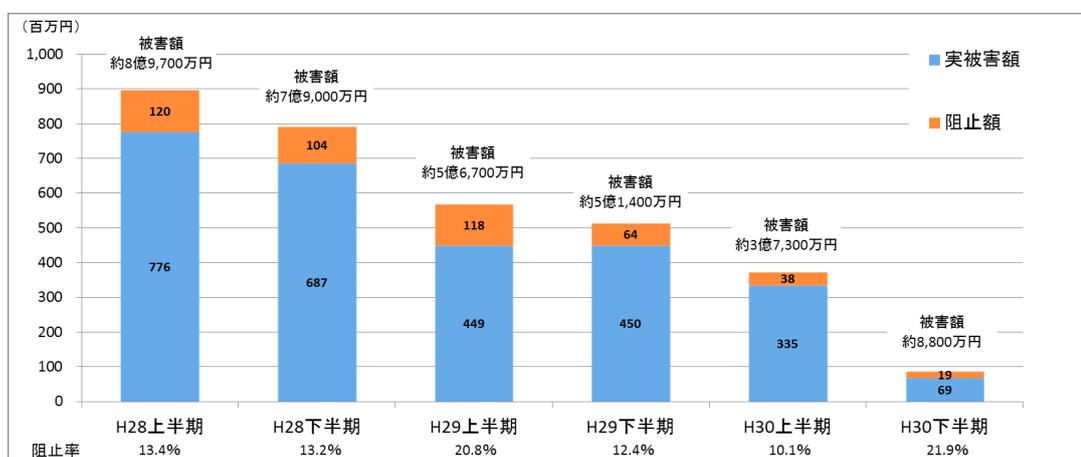
(5) 一次送金先口座名義人の国籍



(6) 関連事件の検挙状況



(7) 不正送金阻止状況



(8) 不正送金被害に係る口座名義人のセキュリティ対策実施状況

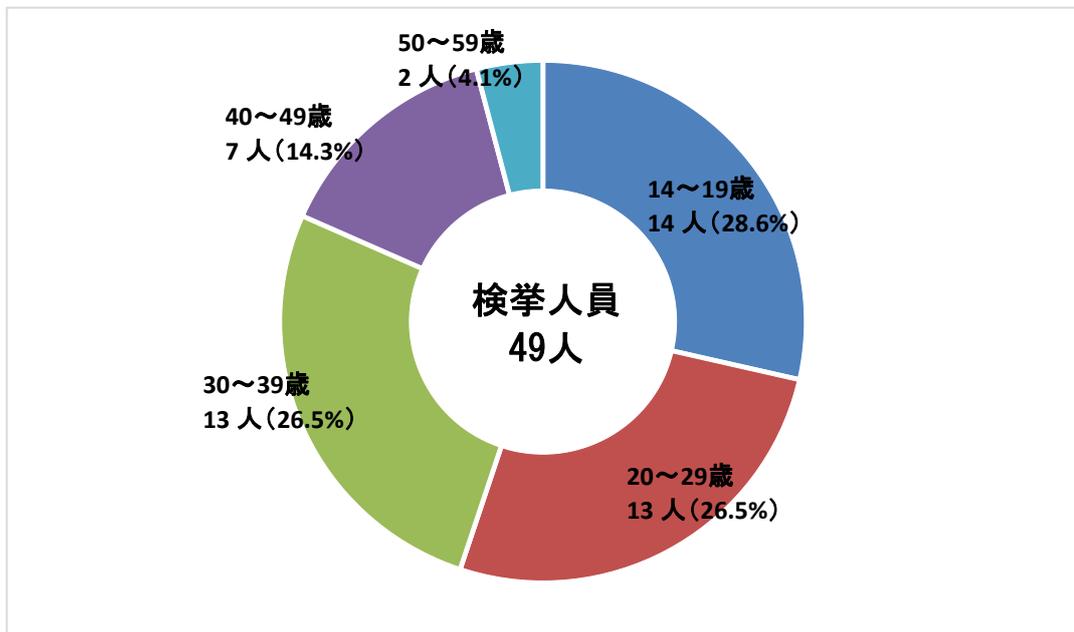
	利用していた		利用していない		不明		合計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
ワンタイムパスワード (個人口座)	99	32.5%	185	60.7%	21	6.9%	305
電子証明書 (法人口座)	8	47.1%	9	52.9%	0	0.0%	17

4 不正指令電磁的記録に関する罪及びコンピュータ・電磁的記録対象犯罪の検挙状況

(1) 検挙件数の推移

	H26	H27	H28	H29	H30
不正指令電磁的記録作成・提供	9	8	4	29	12
不正指令電磁的記録供用	16	21	36	24	37
不正指令電磁的記録取得・保管	3	16	18	22	19
電子計算機使用詐欺	108	157	281	228	188
電磁的記録不正作出・毀棄等	48	32	24	39	84
電子計算機損壊等業務妨害	8	6	11	13	9
合計	192	240	374	355	349

(2) 不正指令電磁的記録に関する罪の年代別被疑者数（触法少年を除く）



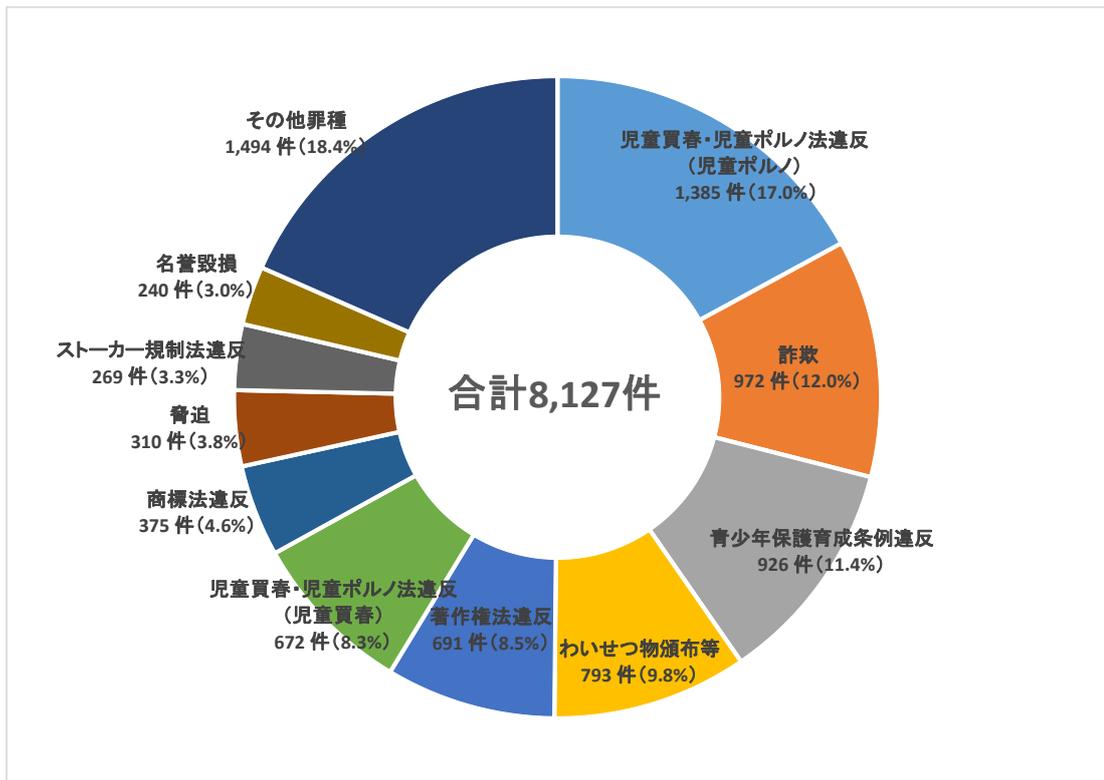
不正指令電磁的記録に関する罪

- 会社役員の男（40）らは、29年7月、サイト閲覧者のパソコンに不当な料金請求画面を繰り返し表示させる不正プログラムを供用し、真正なものと誤信させ現金を詐取した。30年7月、男らを不正指令電磁的記録供用・詐欺で検挙した。（愛知、宮城、静岡、石川、愛媛、鹿児島）
- 団体職員の男（40）は、30年3月、正当な理由がないのに、使用者の意図に反して位置情報等をサーバに送信させるなどの指令を与える不正指令電磁的記録を被害者のスマートフォンに蔵置し、供用した。30年5月、男を不正指令電磁的記録供用で検挙した。（福岡）

コンピュータ・電磁的記録対象犯罪

- 会社役員の男（27）は、29年12月、不正に入手した他人名義のクレジットカード情報を利用して、宿泊予約サイト運営会社に宿泊施設の予約を行い、カード決済をして宿泊料金の支払いを免れた。30年10月、男を電子計算機使用詐欺等で検挙した。（埼玉）

5 その他



児童買春・児童ポルノ禁止法違反

- 無職の男（53）は、29年3月、児童ポルノ画像ファイルを自らが運営するダークウェブサイト上に蔵置し、不特定多数のサイト会員に対して閲覧させた。30年6月、男を児童ポルノ禁止法違反で検挙した。（京都）

詐欺等

- 無職の女（33）は、28年10月頃、架空の人物の自動車運転免許証を真正なもののように装って、スマートフォンから預金口座開設とキャッシュカードの交付を申込み、金融機関からキャッシュカードを詐取した。30年10月、女を詐欺等で検挙した。（岩手）

著作権法違反

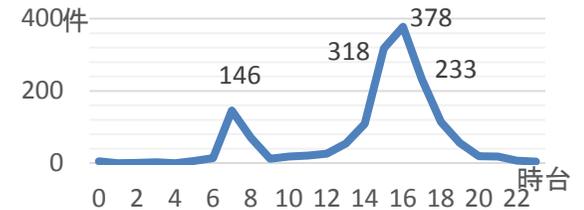
- 会社員の女（23）は、30年1月、著作権者の許可を受けずに著作物である漫画をインターネット上で公衆送信し得るようにして、著作権を侵害した。30年1月、女を著作権法違反で検挙した。（島根）

登下校防犯プランの概要

登下校時における子供の安全の課題

- (1) 子供の被害は登下校、特に下校時(15~18時)に集中
犯罪件数が減少する中、ほぼ横ばいで推移
 - (2) ①既存の防犯ボランティアの高齢化、②共働き家庭の増加
→「地域の目」が減少、「見守りの空白地帯」が生じている
- ➡ **登下校時における総合的な防犯対策の強化が急務**

子供(13歳未満)が被害者となる身体犯の発生状況
(土日除く。道路上での事案に限る)(H27~29年累計)



2. 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善

- (1) 通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施、危険箇所に関する情報共有
- (2) 危険箇所の重点的な警戒・見守り
- (3) 防犯カメラの設置に関する支援、防犯まちづくりの推進

4. 多様な担い手による見守りの活性化

- (1) 多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」等の推進
- (2) スクールガードの養成、防犯ボランティア団体の活動等の支援
- (3) 「子供110番の家・車」への支援等

1. 地域における連携の強化

- (1) 登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築
- (2) 政府の「登下校防犯ポータルサイト」による取組の支援



3. 不審者情報等の共有及び迅速な対応

- (1) 警察・教育委員会・学校間の情報共有
- (2) 地域住民等による効果的な見守りや迅速な対応に資する情報の提供・発信
- (3) 放課後児童クラブ・放課後子供教室等の安全対策の推進

5. 子供の危険回避に関する対策の促進

- (1) 防犯教育の充実
- (2) 集団登下校、ICタグ、スクールバス等を活用した登下校の安全確保の推進

通学路等における子供の安全確保について

登下校防犯プラン

政府は、登下校時における子供の安全確保について、関係省庁が横断的に取り組むべき課題であるという認識の下、平成30年6月、「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」を開催し、「登下校防犯プラン」として対策を取りまとめたもの。

〔主な対策〕

- ① 地域における連携の強化 ② 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善 ③ 不審者情報等の共有及び迅速な対応
 - ④ 多様な担い手による見守りの活性化 ⑤ 子供の危険回避に関する対策の促進
- 平成30年5月、新潟市において、下校途中の7歳の児童が殺害される事件が発生、子供の被害は登下校、特に下校時に集中
 - 既存の防犯ボランティアの高齢化、共働き家庭の増加により「地域目」が減少、「見守りの空白地帯」が生じ、登下校時における総合的な防犯対策の強化が急務とされた。

子供の安全確保に向けた都の主な取組

○ 登下校区域防犯設備整備補助事業

登下校において、児童の安全対策が必要と区市町村が認める箇所への防犯設備（防犯カメラ、累計 約6千台）の設置を補助
補助実績は全公立小学校1,278校（H31.4現在）に対して、累計1,254校 今年度見込280校、500台

○ 区市町村立公園防犯設備整備補助事業

公園における安全対策を強化するため、区市町村に対し、区市町村立公園の防犯カメラ（累計 約560台）の設置を補助

○ 子供安全ボランティア活動の推進

防犯ボランティアの活動を継続していくための必要な支援（防犯グッズの配布、購入補助）を区市町村と協働して実施
防犯ポータルサイトの「大東京防犯ネットワーク」に810団体（H31.4現在）が登録し、地域で見守り活動を実施中

○ ながら見守り連携事業

地域に密着した事業者が、日常業務をしながら子供や高齢者等の弱者を見守る活動
協力事業者：運送会社、信用金庫、郵便局、コンビニエンスストア、
新聞販売所、生命・損保 等 26事業者 約14万5千人（H31.8現在）

○ 防犯人材ソフトパワーの発掘事業

市民ランナーの協力を得て、街中に一人で見守り、地域の安全を確保
協力市民ランナーにはLEDアームバンド「#RUN and SAFETY」を都が無償配布

東京都条例第百十四号

東京都安全安心まちづくり条例

目次

第一章	総則（第一条―第七条）
第二章	都民等による犯罪及び事故防止のための自主的な活動の促進（第八条―第十條）
第三章	住宅の防犯性の向上（第十一条―第十五条）
第四章	道路、公園等の防犯性の向上（第十六条―第十八条）
第五章	商業施設等の防犯性の向上（第十九条・第二十条）
第六章	繁華街等における安全安心の確保等（第二十一条―第二十三条）
第七章	学校等における児童等の安全の確保等（第二十四条―第二十七条）
第八章	危険薬物の濫用の根絶に向けた取組の推進（第二十八条―第三十条）
第九章	特殊詐欺の根絶に向けた取組の推進（第三十一条―第三十三条）
第十章	雑則（第三十四条・第三十五条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、東京都の区域における個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼ

す犯罪及び事故の防止に関し、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全安心まちづくりを推進し、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 安全安心まちづくり（都民、地域の団体、ボランティア及び事業者（以下「都民等」という。）による犯罪及び事故の防止のための自主的な活動の推進並びに犯罪及び事故の防止に配慮した環境の整備をいう。以下同じ。）は、都並びに特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）並びに都民等の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（都の責務）

第三条 都は、区市町村及び都民等と連携し、及び協力して、安全安心まちづくりに関する総合的な施策を実施する責務を有する。

2 都は、前項の施策の実施に当たっては、国及び道府県と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

3 都は、区市町村の安全安心まちづくりに関する計画の策定及び施策の実施並びに都民等の安全安心まちづくりに関する活動に対し、情報の提供、助言その他必要な支援及び協力を行うよう努めるものとする。

4 都は、安全安心まちづくりを効果的に推進するため、第一項の施策の実施に必要な調査及び研究を行うものとする。

（都民の責務）

第四条 都民は、安全安心まちづくりについて理解を深め、自ら安全の確保に努めるとともに、安全安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 都民は、都がこの条例に基づき実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、安全安心まちづくりについて理解を深め、自ら安全の確保に努めるとともに、地域社会の一員として、安全安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、都がこの条例に基づき実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（推進体制の整備）

第六条 都は、区市町村及び都民等と協働して、安全安心まちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、区市町村及び都民等と協働して、安全安心

まちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

（児童等に対する規範意識の醸成）

第七条 都は、都民一人一人が規範意識を持ち、安全で安心して暮らせる社会を形成するため、区市町村、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校の高等課程及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校で主として外国人の児童等（児童、生徒、幼児等をいう。以下同じ。）に対して学校教育に類する教育を行うものをいう。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設及びこれに類する施設として東京都規則（以下「規則」という。）で定めるもの（以下これらを総称して「学校等」という。）、家庭並びに地域社会と連携して、児童等の規範意識の醸成及び社会の一員としての意識のかん養に努めるものとする。

第二章 都民等による犯罪及び事故防止のための自主的な活動の促進

（都民等に対する支援）

第八条 都は、安全安心まちづくりについての都民等の理解を深め、都民等が行う犯罪及び事故防止のための自主的な活動を促進するために必要な支援を行うものとする。

2 都は、区市町村と連携し、安全安心まちづくりに関する専門的知識を有する人材の養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 知事は、安全安心まちづくりに関する活動に顕著な功績のあった都民等を表彰することができる。

（情報の発信及び共有）

第九条 都は、都民等が適切かつ効果的に犯罪及び事故防止のための自主的な活動を推進できるよう、法令又は条例の定めるところに従い、必要な情報の発信を行うとともに、その共有に努めるものとする。

2 警察署長は、都民等が適切かつ効果的に犯罪及び事故防止のための自主的な活動を推進できるよう、その管轄区域における犯罪の発生状況等の必要な情報の提供を行うものとする。

（高齢者等の安全安心の確保）

第十条 都は、誰もが安全で安心して暮らせる社会を形成するため、区市町村及び都民等と連携して、高齢者、女性、児童等その他特に防犯上の配慮を要する者の安全安心の確保に必要な情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

第三章 住宅の防犯性の向上

（犯罪の防止に配慮した住宅の普及）

第十一条 都は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

（住宅に関する指針の策定）

第十二条 知事及び公安委員会は、共同して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する防犯上の指針を定めるものとする。

（建築確認申請時における助言等）

第十三条 都は、共同住宅について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定により都の建築主事の確認を受けようとする建築主に対し、当該共同住宅への犯罪の防止に配慮した設備の設置等に関して、その所在地を管轄する警察署長に意見を求めるよう助言するものとする。

2 前項の規定により建築主から意見を求められた警察署長は、共同住宅への犯罪の防止に配慮した設備の設置等に関して、必要な情報の提供及び技術的助言を行うものとする。

（建築事業者、所有者等の努力義務）

第十四条 住宅を建築しようとする事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、

第十二条に規定する防犯上の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（建築主、所有者等に対する情報の提供等）

第十五条 都は、都の区域において住宅を建築しようとする者、住宅を所有し、又は管理する者、住宅に居住する者等に対し、住宅の防犯性の向上のために必要な情報の提供、技術的助言その他必要な措置を講ずるものとする。

第四章 道路、公園等の防犯性の向上

（犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及）

第十六条 都は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の普及に努めるものとする。

（道路、公園等に関する指針の策定）

第十七条 知事及び公安委員会は、共同して、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する防犯上の指針を定めるものとする。

（自動車駐車場及び自転車駐車場の設置者等の努力義務）

第十八条 自動車駐車場又は自転車駐車場を設置し、又は管理する者は、前条に規定する防犯上の指針に基づき、当該自動車駐車場又は自転車駐車場を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五章 商業施設等の防犯性の向上

（犯罪の防止に配慮した店舗等の整備）

第十九条 銀行、信用金庫、労働金庫、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「金融機関」という。）は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗等の整備に努めるものとする。

2 深夜（午後十時から翌日の午前六時までの間をいう。）において営業する小売店舗で規則で定めるもの（以下「特定小売店舗」という。）において事業を営む者は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗の整備に努めるものとする。

（事業者、管理者等に対する情報の提供等）

第二十条 警察署長は、その管轄区域において、金融機関の店舗等又は特定小売店舗（以下「金融機関店舗等」という。）を開設しようとする者、金融機関店舗等を管理

する者等に対し、当該金融機関店舗等の防犯性の向上のために必要な情報の提供、技術的助言その他必要な措置を講ずるものとする。

第六章 繁華街等における安全安心の確保等

（繁華街等における安全安心の確保）

第二十一条 繁華街その他の店舗が集積し、多数の来訪者を抱える地域において、店舗、駐車場その他の施設若しくは土地を所有し、若しくは管理する者又は事業を営む者、地域住民、ボランティア及び来訪者（以下「事業者等」という。）は、次条に規定する繁華街等に関する指針に基づき、当該繁華街等の安全安心を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（繁華街等に関する指針の策定）

第二十二条 知事及び公安委員会は、共同して、繁華街等における安全安心の確保に関する指針を定めるものとする。

（事業者等に対する情報の提供等）

第二十三条 都は、繁華街等における事業者等に対し、繁華街等の安全安心を確保するために必要な情報の提供、技術的助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、事業者等に対し、繁華街等の安全安心を確

保するために必要な当該繁華街等における犯罪の発生状況等の情報の提供、技術的助言その他必要な措置を講ずるものとする。

第七章 学校等における児童等の安全の確保等

（学校等における児童等の安全の確保）

第二十四条 学校等を設置し、又は管理する者は、次条に規定する児童等の安全の確保のための指針に基づき、当該学校等の施設内において、児童等の安全を確保するよう努めるものとする。

（児童等の安全の確保のための指針の策定）

第二十五条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校等における児童等の安全の確保のための指針を定めるものとする。

（学校等における安全対策の推進）

第二十六条 都立の学校等の管理者は、必要があると認めるときは、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、児童等の保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う都民等の参加を求めて、当該学校等における安全対策を推進するための体制を整備し、児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 都は、都立の学校等以外の学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等における安全対策の実施について、必要な情報の提供、技術的助言等を行うよう努めるものとする。

（通学路等における児童等の安全の確保）

第二十七条 通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等（以下「通学路等」という。）の地域を管轄する警察署長、学校等の管理者、通学路等の管理者、児童等の保護者並びに地域住民は、連携して、当該通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、前項に規定する措置を講ずるに当たって、共同して、通学路等における児童等の安全の確保のための指針を定めるものとする。

3 学校等の管理者は、通学路等のうち、通学、通園等の用に供される道路等であつて、学校等の管理者が指定するものの設定又は変更を行うに当たっては、当該学校等の所在地を管轄する警察署長から意見を聴くよう努めるものとする。

4 都民は、通学路等において、児童等が危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれがあると認められる場合には、警察官への通報、避難誘導その他必要な措置を行うよう努めるものとする。

第八章 危険薬物の濫用の根絶に向けた取組の推進

（都民等への情報提供等）

第二十八条 都は、危険薬物（東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号。以下「薬物濫用防止条例」という。）第二条第一号から第六号までに規定する薬物、同条第七号に規定する薬物（薬物濫用防止条例第十二条第一項に規定する知事指定薬物（以下「知事指定薬物」という。）を除く。）のうち地域の安全安心を脅かすものとして知事が定めるもの及び知事指定薬物をいう。以下同じ。）の濫用を根絶するため、薬物濫用防止条例第八条に規定するもののほか、都の区域における危険薬物の販売等（製造、栽培、販売、授与、使用若しくは広告すること又は販売、授与、使用若しくは広告の目的で所持すること（法令若しくは条例の規定による場合又は学術研究、試験検査、犯罪鑑識、疾病の治療、工業用の用途その他の正当な理由がある場合を除く。）をいう。以下同じ。）に係る必要な情報を都民等に提供するものとする。

2 都は、危険薬物の濫用の根絶に向けた施策を推進するとともに、都民等に対し、当該施策への協力及び情報提供を求めるものとする。

（都民等の責務）

第二十九条 都民等は、都の区域における危険薬物の販売等に係る情報を知った場合には、都に当該情報を提供するように努めるものとする。

2 事業者は、その事業の実施に当たっては、危険薬物の販売等を助長すること又は危険薬物の販売等に利用されることがないように留意し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建物の貸付けにおける措置等)

第三十条 何人も都の区域に所在する建物（建物の一部を含む。以下単に「建物」という。）を危険薬物の販売等の用に供してはならない。

2 建物の貸付け（転貸を含む。以下同じ。）をする者は、当該貸付けに係る契約を締結するに当たり、当該契約の相手方に対し、当該建物を危険薬物の販売等の用に供するものでないことを書面により確認するよう努めるものとする。

3 建物の貸付けをする者は、当該貸付けに係る契約を書面により締結する場合において、当該建物が業として危険薬物の販売等の用に供されていることが判明したときは当該契約を解除することができる旨の特約を契約書その他の書面に定めるよう努めるものとする。

4 建物の貸付けをする者が、前二項に規定する措置を講じている場合において、当該建物が薬物濫用防止条例第二条第一号から第六号までに規定する薬物及び知事指定薬物の販売等の用に供されていることを知り、当該行為が当該建物の貸付けに係る契約における信頼関係を損なうときは、当該契約の解除及び当該建物の明渡しを申し入れるよう努めるものとする。

第九章 特殊詐欺の根絶に向けた取組の推進

（都民等への情報提供等）

第三十一条 都は、詐欺（刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条の罪をいう。）又は電子計算機使用詐欺（刑法第二百四十六条の二の罪をいう。）のうち、面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺き、不正に調達した架空又は他人名義の預貯金口座への振り込みその他の方法により、当該者に財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの（以下「特殊詐欺」という。）の被害を根絶するため、区市町村と連携して、必要な情報の提供や都民等への広報及び啓発を行うものとする。

2 都は、特殊詐欺の根絶に向けた施策を推進するとともに、都民等に対し、当該施策への協力及び情報提供を求めるものとする。

（都民等の責務）

第三十二条 都民等は、特殊詐欺に関する知識及び理解を深めるとともに、都が実施する特殊詐欺の根絶に向けた施策に協力するよう努めるものとする。

2 都民等は、特殊詐欺に係る情報を知った場合は、速やかに警察官に通報するよう努めるものとする。

3 事業者は、商品等の流通及び役務の提供に際して、特殊詐欺の手段に利用されな

いよう、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（建物の貸付けにおける措置等）

第三十三条 何人も建物を特殊詐欺の用に供してはならない。

2 建物の貸付けをする者は、当該貸付けに係る契約を締結するに当たり、当該契約の相手方に対し、当該建物を特殊詐欺の用に供するものでないことを書面により確認するよう努めるものとする。

3 建物の貸付けをする者は、当該貸付けに係る契約を書面により締結する場合において、当該建物が特殊詐欺の用に供されていることが判明したときは当該契約を解除することができ旨の特約を契約書その他の書面に定めるよう努めるものとする。

4 建物の貸付けをする者が、前二項に規定する措置を講じている場合において、当該建物が特殊詐欺の用に供されていることを知り、当該行為が当該建物の貸付けに係る契約における信頼関係を損なうときは、当該契約の解除及び当該建物の明渡しを申し入れるよう努めるものとする。

第十章 雑則

（指針の公表）

第三十四条 知事、教育委員会又は公安委員会は、第十二条、第十七条、第二十二條、第二十五条又は第二十七条第二項に規定する指針を定め、又は変更したときは、遅

滞なくこれを公表するものとする。

（委任）

第三十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一九年条例第一四三号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の改正規定は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

（施行の日〓平成一九年一二月二六日）

附 則（平成二〇年条例第一五五号）

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則（平成二十一年条例第七号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年九月一日から施行する。

（東京都暴力団排除条例の一部改正）

2 東京都暴力団排除条例（平成二十三年東京都条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第三号中「東京都安全・安心まちづくり条例」を「東京都安全安心まちづくり条例」に、「第十九條」を「第七條」に改める。